

糸島市子ども・子育て支援 総合プラン

（令和２年度～令和６年度）

令和２年３月
糸 島 市

はじめに

子どもは地域の、そして糸島市の宝であり、未来への希望です。子どもたちが健やかに成長し、社会に羽ばたいていける環境を充実させることは私たち市民の責務であり、子どもたちのためだけではなく、糸島市、ひいては我が国の成長を維持するためにも大変重要です。

しかしながら、近年は核家族化の進行、地域におけるコミュニティの希薄化などを要因とする社会環境の変化によって、子育てに関する負担や不安、孤立感を抱える保護者が増えてきており、小さなきっかけでも家庭における子育てが躓きやすくなっていることが指摘されています。

このような状況を踏まえながら、このたび、「糸島市次世代育成支援対策行動計画（糸島市子ども・子育て支援事業計画）」（平成 27 年度～平成 31 年度）の計画期間満了に伴い、令和 2 年度を初年度とする向こう 5 年間の「糸島市子ども・子育て支援総合プラン」を策定いたしました。

この計画書は、上位計画である「第 1 次糸島市長期総合計画（平成 23 年度～令和 2 年度）」の個別計画として位置づけられるもので、『糸島で いきいき子育て のびのび子育て 親育ち』を基本理念とし、これまでの次世代育成支援対策推進法に基づく「糸島市次世代育成支援対策行動計画」、子ども・子育て支援法に基づく「糸島市子ども・子育て支援事業計画」に、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく「糸島市放課後子どもプラン」を加え、さらに子どもの貧困対策やひとり親家庭等の自立促進を図る内容を含有させるなど、子育てに関する多様な課題に対する取組の方向性を総合的に示しています。

本計画の推進にあたっては、行政機関はもとより、市民の皆さまをはじめ、子育てに携わる、あらゆる関係者の協力が不可欠です。市では、本計画に掲げた目標の実現に努めてまいりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

令和 2 年 3 月

糸島市長 月 形 祐 二

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と目的	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	3
4 調査の実施	4
5 アクションプランの策定による施策の推進	4
第2章 現状と課題	5
1 糸島市の状況	6
2 児童人口の将来推計	14
3 課題整理	15
第3章 計画の基本的な考え方	19
1 基本理念	20
2 基本理念を実現するための基本的な視点	22
3 計画の体系（全体像）	24
第4章 基本目標における施策の取組の方向性	27
基本目標1 子育て支援の充実	28
1－1 すべての子育て家庭への支援	28
1－2 幼児教育・保育サービスの確保と充実	30
1－3 放課後等の子どもの居場所の充実	32
1－4 地域におけるネットワークづくりと人材育成	34
1－5 ワーク・ライフ・バランスと子育てにおける男女共同参画の推進	36
基本目標2 子どもと母親の健康の確保と増進	38
2－1 妊産婦・乳幼児への保健対策の充実	38
2－2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	40

基本目標 3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備	42
3-1 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備	42
3-2 家庭や地域における教育力の向上	44
3-3 次代の親の育成	46
基本目標 4 きめ細かな対応が必要な子どもへの支援	48
4-1 児童虐待防止対策の充実	48
4-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	50
4-3 貧困の状況にある子どもへの支援	52
4-4 障がいや発達が気になる子どもへの支援	54
4-5 外国につながりを持つ子どもへの支援	56
4-6 悩みや困難を抱えた子どもへの支援	58
基本目標 5 子どもの安全と安心を守り、子育てしやすい生活環境の整備	60
5-1 安心して外出できる環境づくり	60
5-2 子どもを犯罪の被害等から守る環境づくり	62
第5章 子ども・子育て支援事業計画（量の見込みと提供体制の確保方策）	65
1 教育・保育の提供区域の設定	66
2 量の見込みの考え方	67
3 幼児期の学校教育・保育	68
4 地域の子ども・子育て支援事業	71
第6章 糸島市放課後子どもプラン	85
1 策定趣旨	86
2 策定目的	86
3 現状	87
4 課題	91
5 放課後子ども健全育成に対する市の方針	92
6 放課後児童クラブの量の見込みと目標整備量	93
7 特別な配慮を必要とする児童への対応	94
8 地域の実情に応じた開所時間の延長に係る取組	94

9 「子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る」役割をさらに 向上させる方策	94
10 育成支援内容の周知方策	95
11 安定的な運営のためのその他方策	95
第7章 推進体制	97
1 計画の進行管理	98
2 関係機関、関係団体との連携強化	98
資料編	99
1 計画策定のためのアンケート調査の結果概要	100
2 計画策定の経過	109
3 糸島市児童健全育成推進協議会 委員名簿	110



第 1 章

計画の概要

1 計画策定の背景と目的

我が国の急速な少子化の進行は、労働力人口の減少や、地域社会の活力低下など、さまざまな影響を及ぼすものとして懸念されています。

特に、少子化問題の解決は、我が国の持続的な成長を維持するうえで大変重要です。

しかし、核家族化の進行、地域におけるコミュニティの希薄化などを要因として、子育てに対する負担や不安、孤立感を抱える親や家庭が増えてきており、また、児童虐待の顕在化や、経済的に困難な状況にある世帯の子どもの貧困の連鎖など、子どもと家庭を取り巻く環境は大変厳しいものに変化しています。

そのため、親の子育てに対する負担や不安、孤立感の解消を支援するとともに、社会全体が子ども・子育てに対する関心や理解を深め、誰もが安心して子どもを生み育てることができる環境づくりが喫緊の課題となっています。

国では、平成24年に、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、「子ども・子育て支援法」をはじめとする、「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行しました。

これらを受けて、本市においては、平成27年3月に、「糸島市次世代育成支援対策行動計画（糸島市子ども・子育て支援事業計画）」（計画期間：平成27年度～平成31年度）を策定し、平成27年度から5年間、子ども・子育て支援の総合的な取組を進めてきました。

この間、国では、平成28年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において少子高齢化の問題に正面から取り組む姿勢を示しており、「子育て世代包括支援センター」の設置等を推進するとともに、令和2年度末までに全国の待機児童解消を目指すこと（平成29年6月「子育て安心プラン」）を掲げ、令和元年10月には、幼児教育・保育の無償化を開始するなどの取組を進めています。

このような背景を踏まえ、現行の「糸島市次世代育成支援対策行動計画（糸島市子ども・子育て支援事業計画）」の計画期間が、令和元年度をもって終了することから、新たに本市の子どもに関する政策の目標や方向性を定めるものとして、糸島市子ども・子育て支援総合プラン（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、上位計画である「第1次糸島市長期総合計画（計画期間：平成23年度～令和2年度）」の個別計画で、子どもに関する分野の基本的な計画として、施策を総合的・計画的に推進します。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づき策定する「市町村行動計画」及び子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」を併せ持つ計画として一体的に策定します。

なお、本計画は、国が示す「新・放課後子ども総合プラン」に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する「市町村計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項に規定する「自立促進計画」を包含するものとして位置付けます。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、本計画に関係する国、県制度の変更や計画の進捗状況、社会環境の変化などを踏まえ、必要に応じて見直していくものとします。

前回の計画期間					今回の計画期間				
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
糸島市次世代育成支援対策行動計画 (糸島市子ども・子育て支援事業計画)					糸島市子ども・子育て支援 総合プラン				

4 調査の実施

本計画の策定に先立ち、子育て家庭の実態や子育て支援ニーズ、子育てや少子化に関する意識などについて把握し、計画の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しました。調査の概要は、次のとおりです。なお、結果の概要は、巻末の資料編に掲載しています。

(1) 調査の対象

就学前児童の保護者	本市在住の就学前児童の保護者から無作為抽出
小学生の保護者	本市在住の小学生の保護者から無作為抽出

(2) 調査の方法 郵送による配布・回収

(3) 調査の期間 平成30年11月1日から同月30日まで

(4) 回収の結果

	配布数	回収数 (有効回収数)	回収率 (有効回収率)
就学前児童の保護者	2,000 件	1,015 件 (996 件)	50.8% (49.8%)
小学生の保護者	2,000 件	940 件 (918 件)	47.0% (45.9%)

5 アクションプランの策定による施策の推進

本計画に掲げる施策に沿って実施する具体的な取組については、その内容、実施期間などを示したアクションプランを策定することとします。

アクションプランは、毎年度、その取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組を継続・終了・追加しながら、本計画に掲げる施策の推進を図ります。



第 2 章

現状と課題

1 糸島市の状況

(1) 人口・世帯数の推移

本市の人口（外国人を含む住民基本台帳人口）は、平成22年12月末の101,179人をピークに、年間200～300人減少し、平成28年4月には、99,687人となりました。その後は、平成23年度からのシティプロモーションや平成25年度からの定住促進策が奏功し、人口は増加に転じ、令和元年12月末現在、101,857人と過去最高を更新しています。

その間、世帯数は緩やかな増加傾向にあり、糸島市が誕生した平成22年1月時点で36,403世帯であったものが、令和元年12月末で41,840世帯となっています。

このことから、1世帯あたりの人員数は、2.78人（平成22年1月）だったものが、2.38人（令和元年12月末）となり、10年間で0.4人減少しました。

各年度当初における糸島市の人口及び世帯数の推移



	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
人口	101,069	100,739	100,492	100,179	99,885	99,877	99,687	100,131	100,721	101,450
世帯数	36,432	36,888	36,876	38,151	38,633	38,956	39,609	40,372	41,269	42,267

(出典：糸島市住民基本台帳)

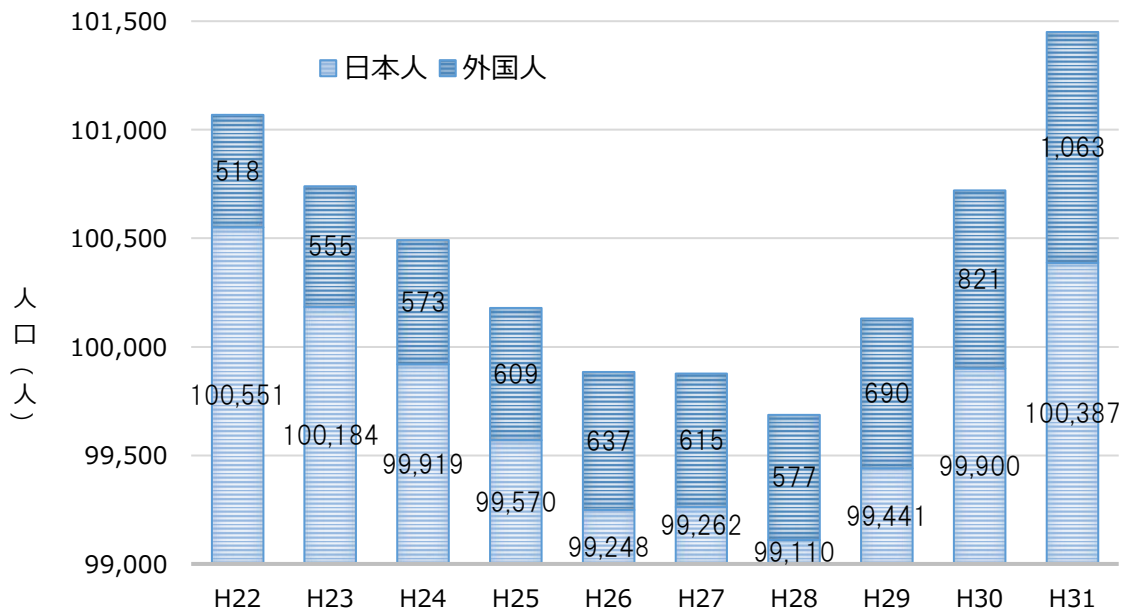
(2) 外国人の推移

本市に住む外国人は1,248人（令和元年12月末）で、市全体の1%を超えています。世界65か国・地域の人に住み、国籍別では、中国が276人、ベトナムが272人とほとんど差がない状況で最も多く、次いで韓国、ネパール、フィリピンの順となっています。

平成17年10月、本市の北東部に九州大学伊都キャンパスが開校し、その後順次移転が行われ、平成30年秋に完了しました。これにより、約2,000人の外国人留学生在が伊都キャンパスで学ぶこととなりました。

九州大学が国の「留学生30万人計画（グローバル30）」の拠点大学に指定されており、改正出入国管理法の施行による外国人労働者雇用の拡大も併せて考えると、今後も本市に住む外国人は増加することが予想され、これに伴って、外国籍の子どもも増加すると思われます。

各年度当初における糸島市の外国人及び日本人人口の推移



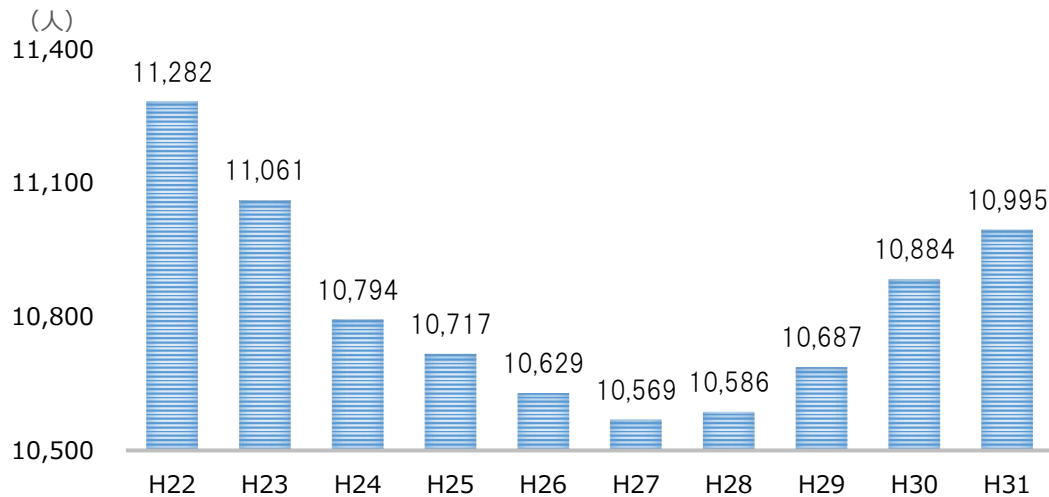
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
外国人	518	555	573	609	637	615	577	690	821	1,063
日本人	100,551	100,184	99,919	99,570	99,248	99,262	99,110	99,441	99,900	100,387
計	101,069	100,739	100,492	100,179	99,885	99,877	99,687	100,131	100,721	101,450

（出典：糸島市住民基本台帳）

(3) 児童数推移

本市の児童数（0～11歳）は、糸島市誕生以降減少していましたが、平成28年度以降増加に転じています。

各年度当初における糸島市の児童数の推移



(人)

実数	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0歳	779	747	707	686	708	721	741	720	727	717
1～2歳	1,792	1,715	1,632	1,592	1,514	1,510	1,583	1,667	1,673	1,676
3～5歳	2,698	2,720	2,765	2,768	2,700	2,608	2,524	2,562	2,670	2,801
6～11歳	6,013	5,879	5,690	5,671	5,707	5,730	5,738	5,738	5,814	5,801
合計	11,282	11,061	10,794	10,717	10,629	10,569	10,586	10,687	10,884	10,995

(%)

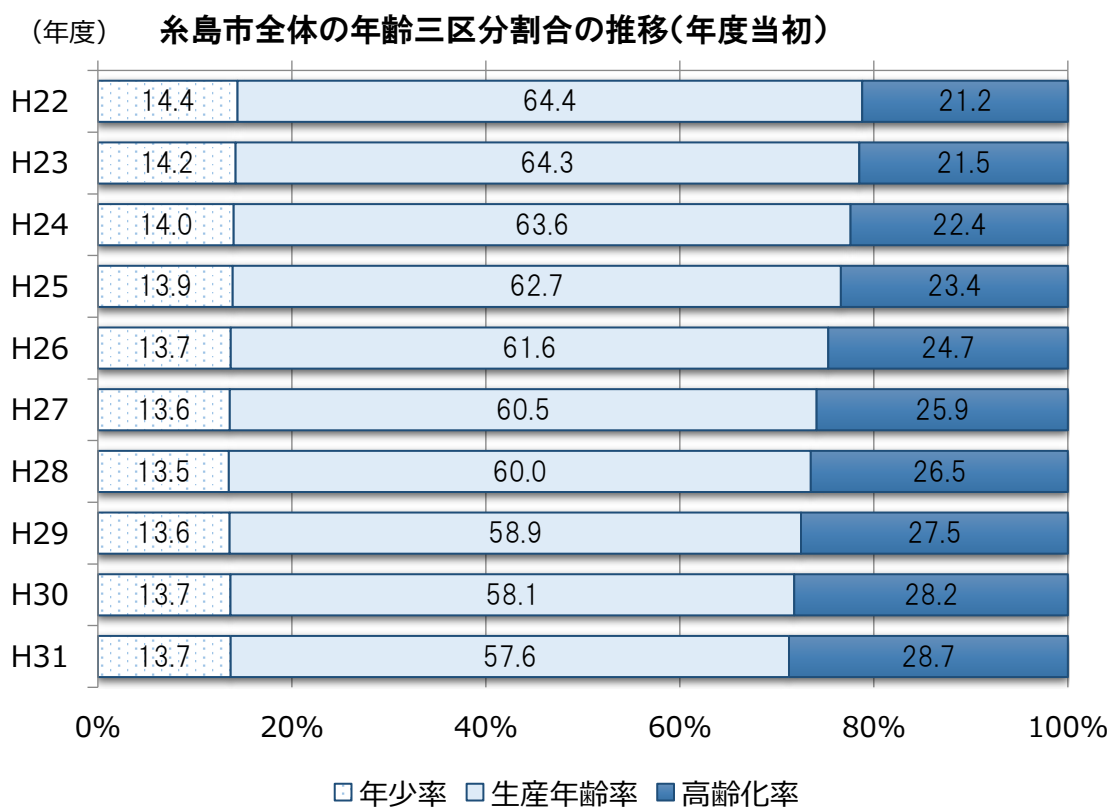
前年比 増減率	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0歳		-4.1	-5.4	-3.0	3.2	1.8	2.8	-2.8	1.0	-1.4
1～2歳		-4.3	-4.8	-2.5	-4.9	-0.3	4.8	5.3	0.4	0.2
3～5歳		0.8	1.7	0.1	-2.5	-3.4	-3.2	1.5	4.2	4.9
6～11歳		-2.2	-3.2	-0.3	0.6	0.4	0.1	0.0	1.3	-0.2
合計		-2.0	-2.4	-0.7	-0.8	-0.6	0.2	1.0	1.8	1.0

(出典：糸島市住民基本台帳。住民基本台帳)

※H24年度まで日本人のみ、H25年度以降外国人含む。

(4) 年齢3区分別人口・割合の推移

0～14歳の年少人口の割合（年少率）は微減傾向でしたが、平成28年度から微増に転じています。一方、65歳以上の高齢者人口の割合（高齢化率）は増加の一途をたどっており、相対的に15～64歳の生産年齢人口の割合（生産年齢率）は、減少しています。



(人・世帯・%)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
人口	101,069	100,739	100,492	100,179	99,885	99,877	99,687	100,131	100,721	101,450
世帯数	36,432	36,888	36,876	38,151	38,633	38,956	39,609	40,372	41,269	42,267
年少率	14.4	14.2	14.0	13.9	13.7	13.6	13.5	13.6	13.7	13.7
生産年齢率	64.4	64.3	63.6	62.7	61.6	60.5	60.0	58.9	58.1	57.6
高齢化率	21.2	21.5	22.4	23.4	24.7	25.9	26.5	27.5	28.2	28.7

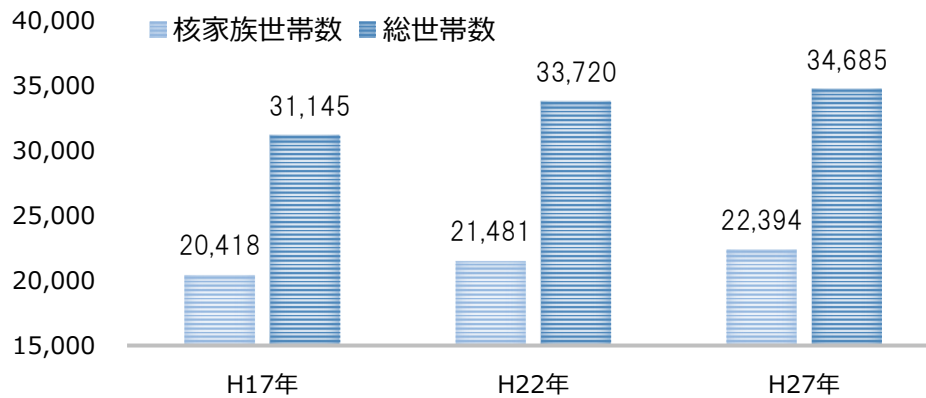
(出典：糸島市住民基本台帳)

※総人口はすべて外国人を含む。年齢3区分割合は、H24年度まで日本人のみ、H25年度以降外国人含む。

（５） 核家族世帯数の推移

本市における核家族世帯数は増加しています。また、核家族世帯数の占める割合は、県平均より高くなっています。

糸島市における核世帯数及び総世帯数の推移



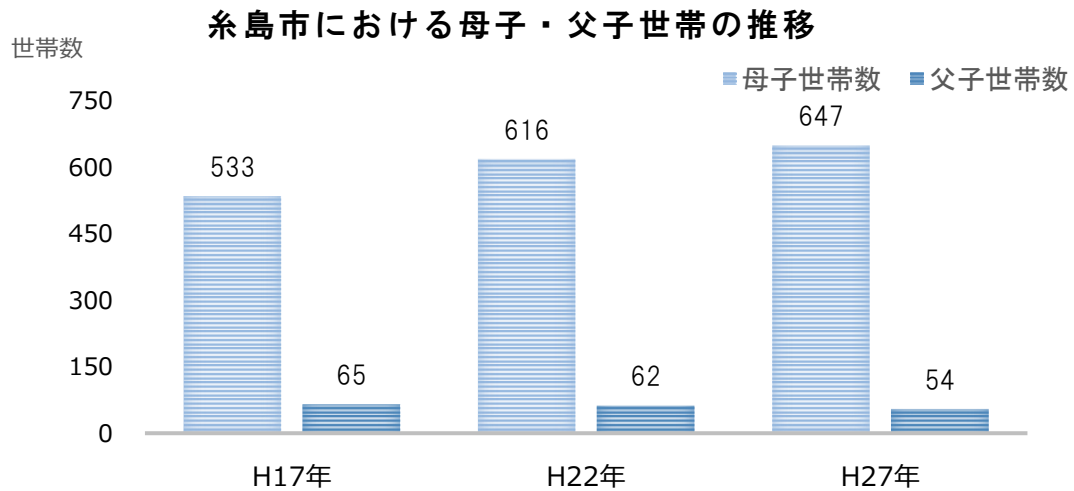
(世帯・%)

	糸島市			福岡県		
	H17 年	H22 年	H27 年	H17 年	H22 年	H27 年
核家族世帯数	20,418	21,481	22,394	1,135,958	1,163,436	1,197,150
総世帯数	31,145	33,720	34,685	1,984,662	2,106,654	2,196,617
核世帯割合 (%)	65.6	63.7	64.6	57.2	55.2	54.5

(出典：国勢調査)

（６）母子・父子世帯

本市における母子・父子世帯（ひとり親世帯）の数は増加しており、平成 27 年では、母子・父子家庭の合計で 700 世帯を超えています。総世帯数に占める割合を見てみると、2%前後で推移しており、福岡県とほぼ同じ割合となっています。



(世帯・%)

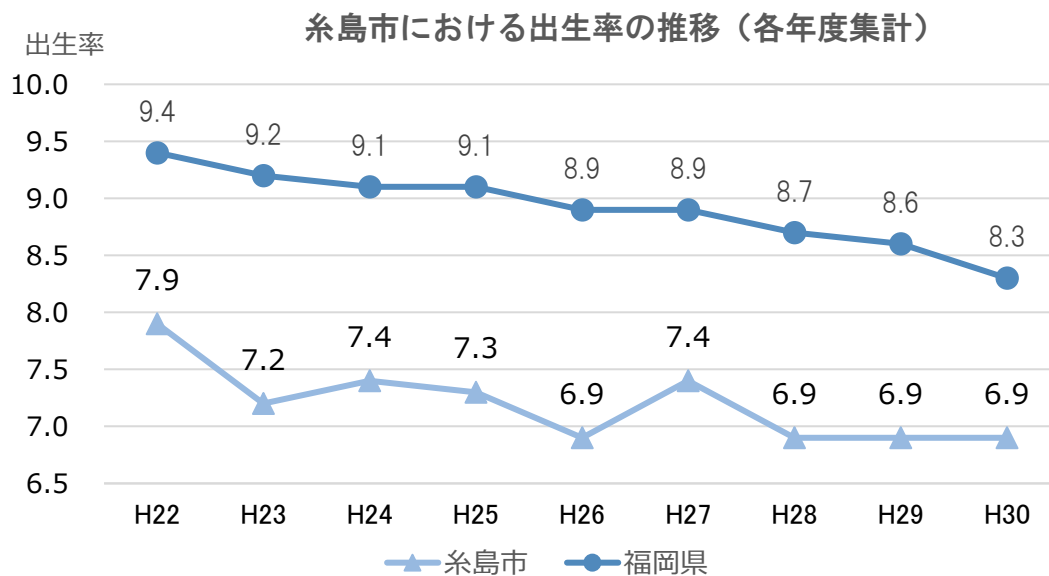
	糸島市			福岡県		
	H17 年	H22 年	H27 年	H17 年	H22 年	H27 年
母子世帯数	533	616	647	38,806	39,386	40,071
父子世帯数	65	62	54	3,957	3,643	3,646
合計	598	678	701	42,763	43,029	43,717
総世帯数	31,145	33,720	34,685	1,984,662	2,106,654	2,196,617
ひとり親 世帯割合(%)	1.92	2.01	2.02	2.15	2.04	1.99

(出典：国勢調査)

(7) 出生の動向

本市の出生数は、ここ最近では微増に転じていますが、総体的にはほぼ 700 人前後で横ばいとなっています。人口 1,000 人当たりの出生数を示す出生率についても、ここ最近では横ばいとなっています。

一方、福岡県全体の出生数及び出生率は、糸島市よりも高いものの、微減傾向となっていることから、本市は、県内において、比較的出生数が維持できていると言えます。



年	糸島市		福岡県	
	出生数	出生率	出生数	出生率
H22	778	7.9	46,818	9.4
H23	704	7.2	46,220	9.2
H24	716	7.4	45,815	9.1
H25	704	7.3	45,897	9.1
H26	695	6.9	45,562	8.9
H27	738	7.4	45,689	8.9
H28	690	6.9	44,603	8.7
H29	694	6.9	43,909	8.6
H30	701	6.9	42,587	8.3

※年は、暦年。

※出生率は人口 1,000 人当たりの出生者数。

(出典：人口動態調査)

(8) 就労状況

① 男女別就業率

本市の女性の就業率は、平成27年で48.4%、男性が62.8%となっており、女性の就業者数が微増しています。また、男女ともに福岡県全体の就業率よりやや高くなっています。

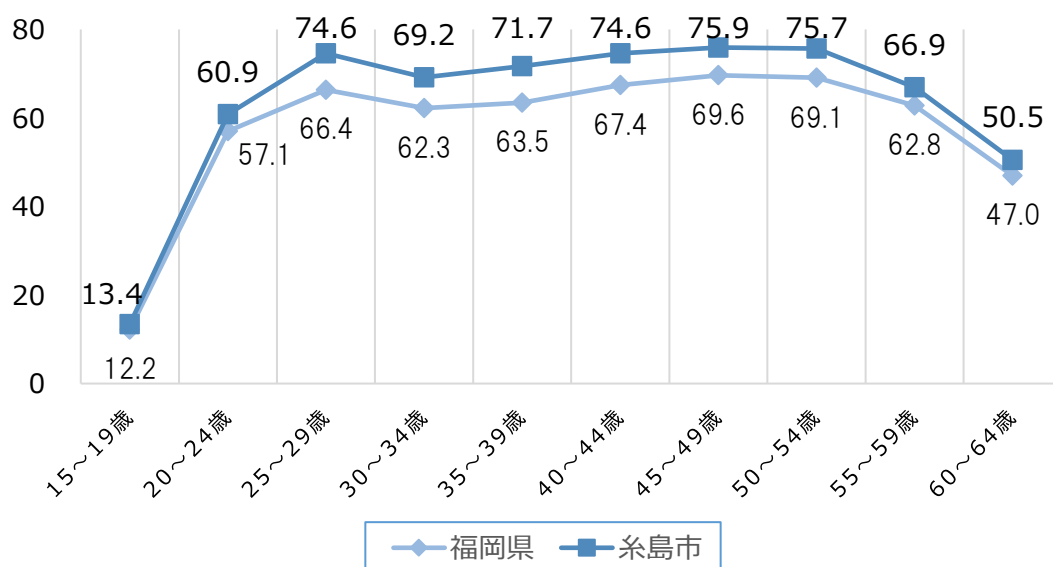
		糸島市			福岡県		
		H17年	H22年	H27年	H17年	H22年	H27年
就業率 (%)	男性	67.9	63.5	62.8	63.8	61.7	60.3
	女性	46.8	46.6	48.4	43.8	43.6	44.2
就業者数 (人)	男性	26,147	24,907	24,305	1,289,073	1,248,868	1,223,148
	女性	20,701	20,887	21,412	1,008,081	1,013,854	1,030,947
15歳以上 人口 (人)	男性	38,505	39,232	38,727	2,020,437	2,023,510	2,029,235
	女性	44,225	44,858	44,274	2,303,971	2,327,798	2,333,384

(出典：国勢調査)

② 女性の年齢別就業率の推移

女性の年齢別就業率をみると、20～59歳においては60%を超えていますが、30～39歳においては就業率はやや低くなり、緩やかなM字曲線を描いております。

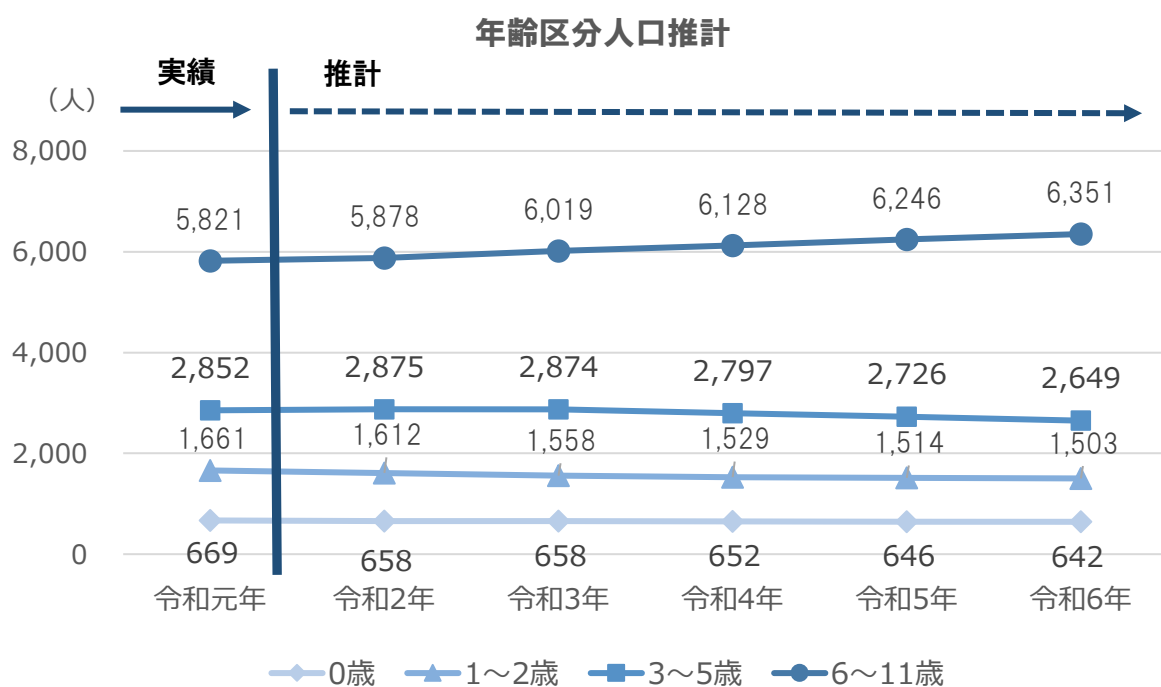
福岡県平均と比較すると、全年齢において県の値より就業率は高くなっています。



2 児童人口の将来推計

本市の平成28年から平成30年までの住民基本台帳人口の実績に基づき、コーホート要因法を用いて人口推計を行ったところ、下記のようにになりました。

推計によると、0歳児から11歳児までの児童数は、多少の増減はあるものの現状より増加すると予測されます。しかしながら、0歳から5歳までの児童数については、減少すると予測されており、出生率の減少が影響していると思われます。



年齢	実績	推計					5年間の増減率(%)
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
0歳	669	658	658	652	646	642	-4.04
1～2歳	1,661	1,612	1,558	1,529	1,514	1,503	-9.51
3～5歳	2,852	2,875	2,874	2,797	2,726	2,649	-7.12
6～11歳	5,821	5,878	6,019	6,128	6,246	6,351	9.10
0～11歳	11,003	11,023	11,109	11,106	11,132	11,145	1.29

(出典：住民基本台帳を基にコーホート要因法によって推計。※10月1日現在人口)

3 課題整理

これまで述べた糸島市の状況や児童人口の将来推計を踏まえつつ、本計画の策定に当たって子育て家庭の実態と子育て支援ニーズなどを把握するため平成30年度に実施したアンケート調査の結果から、次のような課題が見えてきました。なお、アンケート調査の結果の概要は、巻末の資料編に掲載しています。

(1) 子育てに関しての相談や支援体制の充実が求められています。

- 親族や知人に子どもをみてもらっている状況で「保護者の立場として、負担をかけていることが心苦しい」が就学前児童で 29.9%、小学生で 27.1%となっています。
- 子育ての相談先が「ない」は、就学前児童で 3.2%、小学生で 8.0%となっていますが、相談先としては、配偶者、家族・親族、知人・友人など身近な人をあげる回答が多く、行政機関等をあげる回答は少なくなっています。
- 子育てに関して悩みや不安を感じている保護者は多く、その内容は、「子どもの教育に関すること（就学前児童 55.5%、小学生 61.5%）」、「子どもの健康・発達に関すること（就学前児童 51.6%、小学生 38.8%）」、「子育てに関する経済的負担が大きいこと（就学前児童 46.5%、小学生 47.1%）」が多くなっています。

(2) 保護者に対して子育てと仕事を両立できるための支援が求められています。

- 父親の就労状況は、就学前児童で 90.4%、小学生で 82.4%が就労しており、就労者のうち約 99%がフルタイム勤務となっています。
- 母親の就労状況は、就学前児童で 69.5%、小学生で 79.9%が就労しており、就労者のうち約 5 割がフルタイム勤務となっています。
- 未就労の母親のうち就労希望があるのは、就学前児童で 81.2%、小学生で 66.7%となっています。
- 母親の育児休業の取得は、「取得した（取得中）」が就学前児童で 37.7%、小学生で 21.9%、「取得していない」が就学前児童で 10.4%、小学生で 13.4%、「働いていなかった」が就学前児童で 50.4%、小学生で 63.2%となっています。

- 母親が育児休業を取得しなかった理由は、「子育てや家事に専念するため退職した」が就学前児童、小学生ともに約 25%、「職場に育児休業の制度がなかった」が就学前児童で 25.0%、小学生で 22.0%、その他「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」などとなっています。
- 父親の育児休業の取得は、「取得した（取得中）」が就学前児童で 2.3%、小学生で 1.4%、「取得していない」が就学前児童で 89.1%、小学生で 86.9%、「働いていなかった」が就学前児童、小学生ともに 1.0%となっています。

（３）幼児教育・保育サービス（保育所、幼稚園などの定期利用）の利用意向は多く、受け皿の確保が求められています。

- 定期的な幼児教育・保育事業の利用は、「利用している」が 77.1%、「利用していない」が 22.8%となっており、利用施設は、「認可保育所」が 56.8%、「幼稚園」が 27.2%、「認定こども園」が 9.2%、その他「幼稚園の預かり保育」「届出保育施設」「企業主導型保育施設」などとなっています。
- 現在の利用の有無にかかわらず、幼児教育・保育事業の定期的な利用意向は、「認可保育所」が 65.4%、「幼稚園」が 44.2%、「認定こども園」が 28.3%、「幼稚園の預かり保育」が 23.2%となっています。

（４）病児・病後児保育や一時預かり保育に対する利用意向も一定程度あり、多様な保育サービスの提供が求められています。

- 直近 1 年間に、子どもの病気やケガで保育所、幼稚園、小学校などを「利用できなかった」のは、就学前児童で 85.8%、小学生で 65.9%となっており、この場合の対処方法は、「母親が休んだ」が就学前児童で 77.5%、小学生で 67.9%、「親族・知人に子どもを看てもらった」が就学前児童で 41.1%、小学生で 27.6%、「父親が休んだ」が就学前児童で 24.3%、小学生で 15.7%となっています。
- 父親または母親が休んだと回答した保護者のうち、「できれば病児・病後児保育施設などを利用したい」と回答したのは、就学前児童で 28.2%、小学生で 13.2%となっています。

- 私用（冠婚葬祭、リフレッシュなど）、保護者の通院、不定期の就労などの目的で不定期に利用している事業については、「利用していない」が最も多く就学前児童で85.1%、小学生で95.9%となっていますが、利用意向については、「利用したい」が就学前児童で36.0%、小学生で12.3%となっています。

（５）放課後児童クラブの利用意向も多く、放課後の子どもの居場所の確保が求められています。

- 放課後児童クラブの利用意向については、小学校低学年時の利用意向が就学前児童で13.0%、小学生で22.9%、小学校高学年時の利用意向が就学前児童で23.7%、小学生で14.9%となっています。
- 小学校就学後の放課後の過ごし方については、放課後児童クラブのほかに、「アンビシャス広場・放課後子ども教室（地域の人々の協力を得て、放課後や週末に学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組）」や「公民館、公園」などがあがっています。

（６）地域の人々の子育てに対する関わりは多く、地域における子どもの見守りが期待されています。

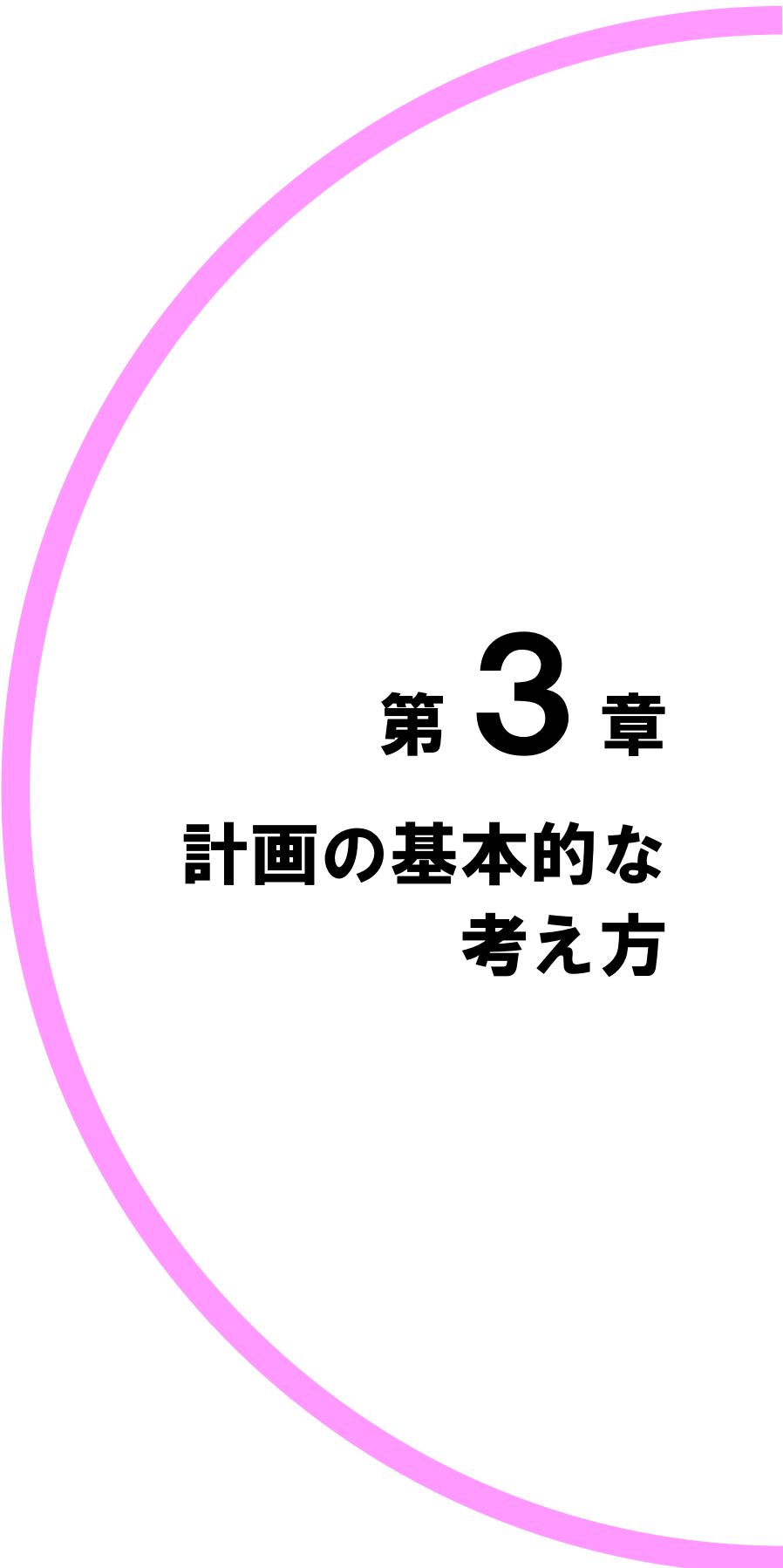
- 小学生の保護者で、地域の人から子どものことで声をかけてもらうことが「よくある」のは23.7%、「時々ある」のは54.4%となっています。
- 小学生の保護者が子育て支援として、身近な地域の人に期待するのは、「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」が74.7%、「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」が70.8%、「昔の子育てと比較せず、子育ての現状を理解して、温かい目で見守ってほしい」が42.5%となっています。

(7)子育てのための経済的支援や子どもの安全・安心の確保の充実が求められています。

- 市に充実を期待する子育て支援施策については、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援」が就学前児童で 83.9%、小学生で 68.5%と最も多く、ついで、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」が就学前児童で 59.0%、小学生で 62.4%となっています。

※補足 アンケートを平成 30 年 11 月に実施したため、結果はその時点のものです。その後、令和元年 10 月から、幼児教育・保育の無償化が開始されたため、保育サービスの費用負担軽減に関しては、経済的支援が図られたところです。

- 就学前児童の保護者では、「延長保育などいろいろなニーズに合った保育サービスの充実」が 42.7%、「仕事と子育ての両立しやすい環境づくりについての企業への啓発」44.0%と続いています。
- 小学生の保護者では、「放課後児童クラブのほかにも、子どもの放課後の居場所を増やす」が 41.0%、「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会を増やす」が 35.2%と続いています。



第 3 章

計画の基本的な 考え方

1 基本理念

本計画では、次世代育成支援対策推進法と子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえながら、「糸島市次世代育成支援対策行動計画（糸島市子ども・子育て支援事業計画）」の基本的な方向性を継承し、本市の目指す基本理念を次のとおり掲げます。

糸島で、いきいき子育て¹ のびのび子育て² 親育ち³

子どもは社会の宝、社会の希望、未来を創る力です。

すべての子どもが、家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望を持って、未来の担い手として、個性豊かに、たくましく、のびのびと健やかに育ち、自立した大人へと成長していくことは、私たち誰もの願いです。そのためには、子ども一人ひとりの幸せを考え、各々の成長や家庭の状況に応じた支援を行い、安心して子どもを育てることができる環境を整えていくことが重要です。

子ども・子育て支援法の基本理念にもあるように、子育ての第一義的責任は、父母その他の保護者にあります。しかしながら、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、現在、子どもや子育てをめぐる環境の現実は大変厳しく、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。

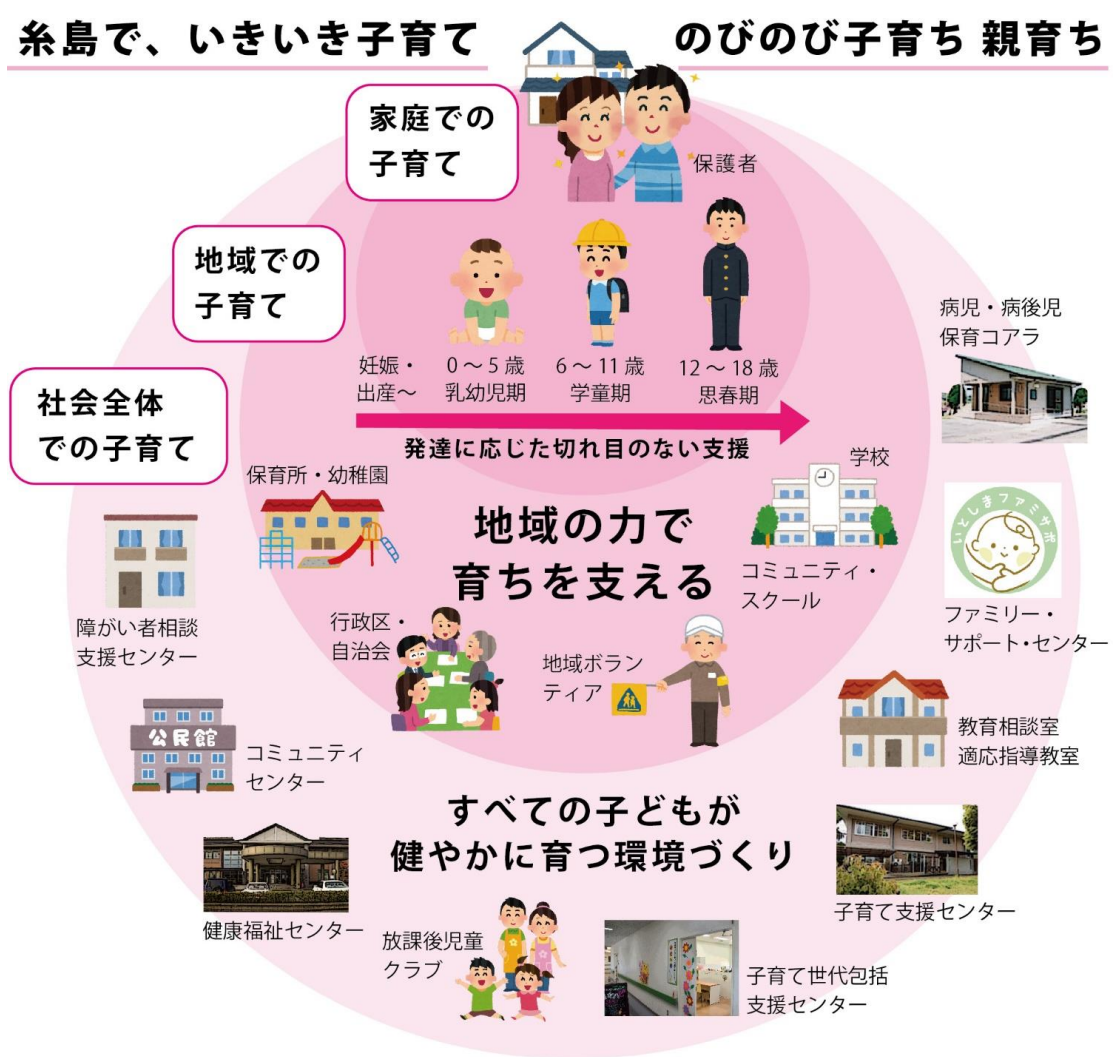
だからこそ、未来の担い手となる子どもを育てることと子育て家庭を支えることは、地域全体で取り組むべき課題であり、地域全体で子育て、親育ちを支援していくことで、世代を越えた豊かなふれあいが生まれ、のびのびと子どもが育つ環境が整っていきます。

¹ 「子育て」とは、親（保護者）が子どもを育てることをいう。一般的には、乳児期から青年期の子どもを対象とする。

² 「子育て」とは、子ども自身が自らの力で心身ともに成長すること、また、そのさまをいう。

³ 「親育ち」とは、親（保護者）が子どもの成長段階に応じて、子育てについて学び、良好な親子関係を築きながら親自身も成長すること、また、そのさまをいう。

市は、こうした理念に基づき、子育て、子育て、親育ちの支援を行い、環境を整えることで「このまちで子育てをして本当に良かった」と誰もが互いに喜び合える、また「子どもを生み、育てたい」と希望を持った人々が集うまちを目指します。



■ 計画全体の成果指標

指標名	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
出産・子育て環境に満足している市民の割合 (市民満足度調査)	39.2%	44.0%以上
保育などのサービスに満足している市民の割合 (市民満足度調査)	27.1%	38.0%以上

2 基本理念を実現するための基本的な視点

基本理念の実現に向けて、次の4項目を本計画の基本的な視点とします。

視点1

子どもの権利を擁護し、子ども一人ひとりの最善の利益に配慮します
【子どもの権利条約⁴】

子どもの権利条約の精神に則り、子どもの健全育成や子育て支援の推進に当たっては、子どもの権利を擁護し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重する必要があります。

子ども自身が生きている実感や自己肯定感を持ちながら、思いやりの心を持ち、自立した心を育ていけるよう、家庭、地域などにおける生活のあらゆる場面で、子どもの最善の利益に配慮しながら支援する視点に立った施策を推進します。

視点2

子どもの健やかな育ちを支援します

【子育て】

子どもは、人との関わりを通して、豊かな人間性を形成し、社会のルールを身に付け、自立した社会人として成長します。しかし、さまざまな要因により、子どもの健全な発達が妨げられる場合があります。

子どもが健やかに成長し、社会性・自立性を育み、自立した生活を築くことができるよう、それぞれの状況に応じた子育てを支援する視点に立った施策を推進します。

⁴ 「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」とは、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約である。18歳未満の児童（子ども）を、権利をもつ主体と位置付け、大人と同様一人の人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めている。なお、児童の権利条約の主な理念として「児童の最善の利益」「差別の禁止」を挙げ、児童の権利を以下の4つに分類している。

- ・生きる権利 - すべての子どもの命が守られる権利
- ・育つ権利 - 教育や医療、生活に対する支援などを受ける権利
- ・守られる権利 - 暴力や搾取、有害な労働などから守られる権利
- ・参加する権利 - 意見を表現しそれが尊重される権利、自由に団体を作る権利

視点3

親が喜びを感じ、ゆとりを持って子育てできる環境を支援します

【親育ち・子育て】

人は、子育てを始めたからといって、ただちに「親」として成熟するわけではありません。誰もが迷い、戸惑い、学び、経験を積み重ねながら成熟した「親」へと育っていきます。一つひとつの負担や不安を解決することで、孤独感を和らげるような環境を整える支援が求められています。

親が心身ともにゆとりを持って、子どもを生み育てることができる親育ちを支援する視点に立った施策を推進します。

視点4

地域が一体となって、子育てを支援します

【地域共生社会⁵】

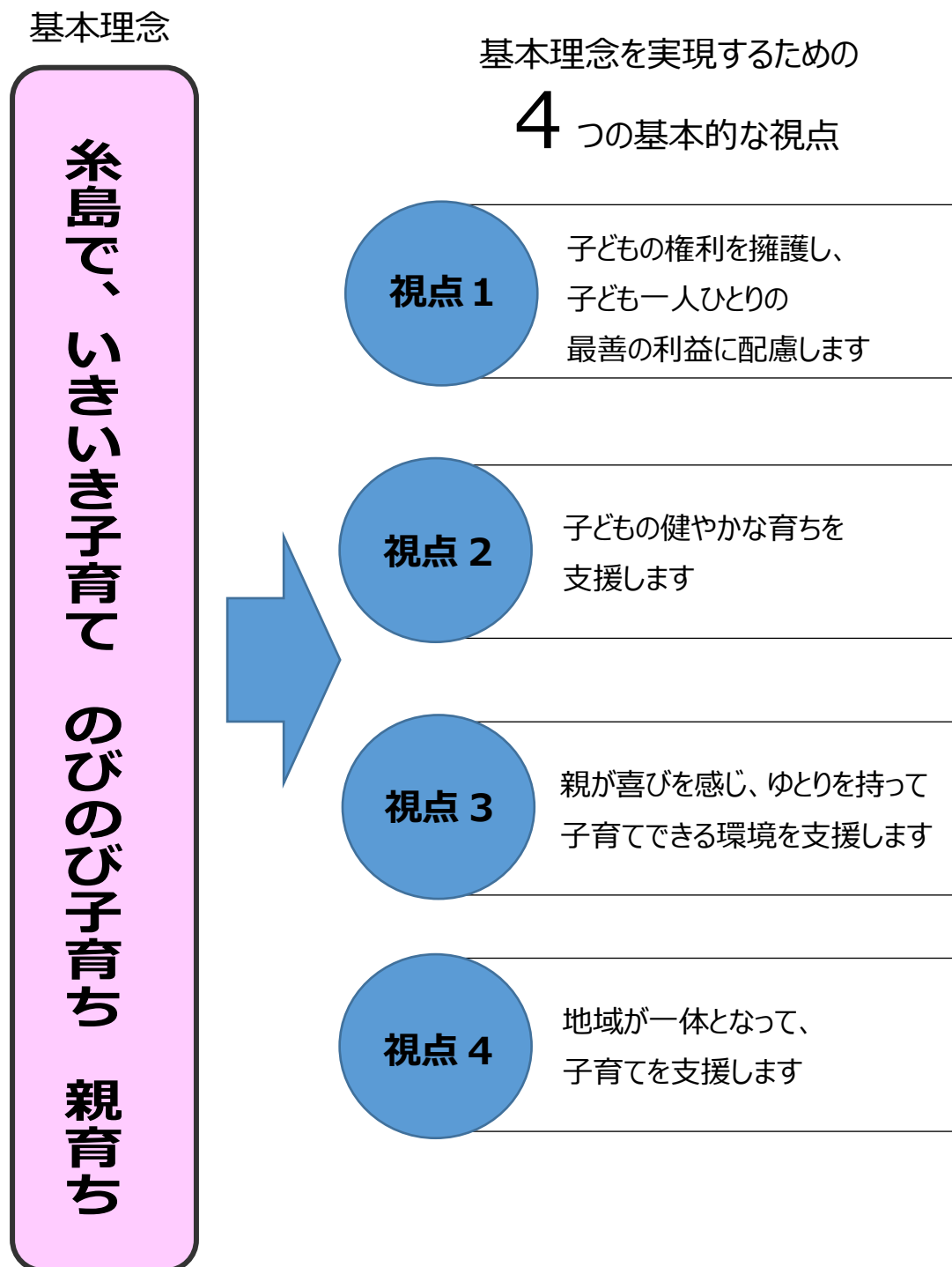
子育ての第一義的責任は保護者にありますが、地域にとっても次代の担い手を育成するたいせつな営みです。子どもの成長には、地域のさまざまな人々がそれぞれの役割を果たし、互いに協力しながら、みんなで見守り、支えていくことがたいせつです。

地域のそれぞれの立場で、地域の子どもが社会をいきいきと主体的に生きていくことができるよう応援する視点に立った施策を推進します。

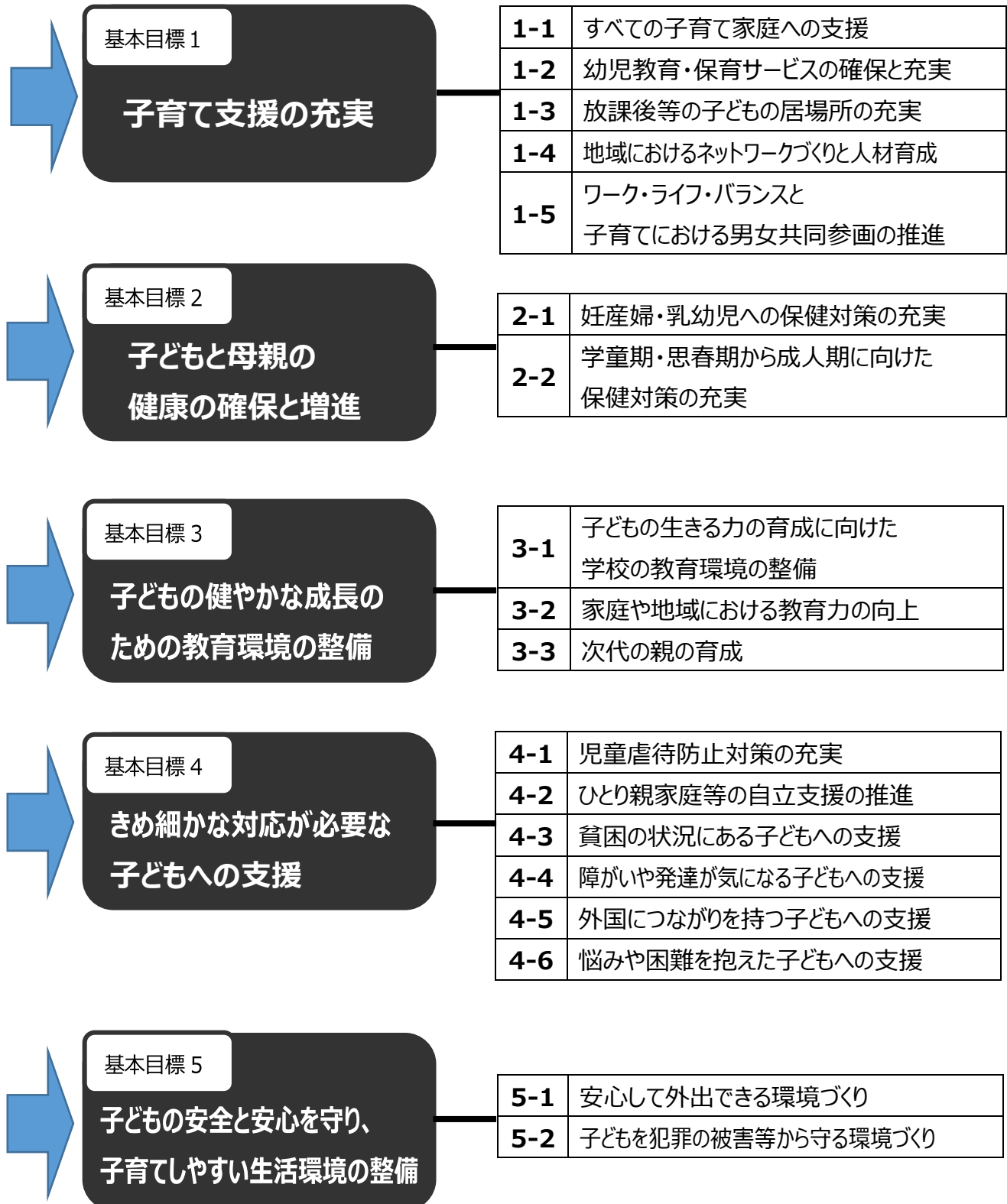
⁵ 「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものである。

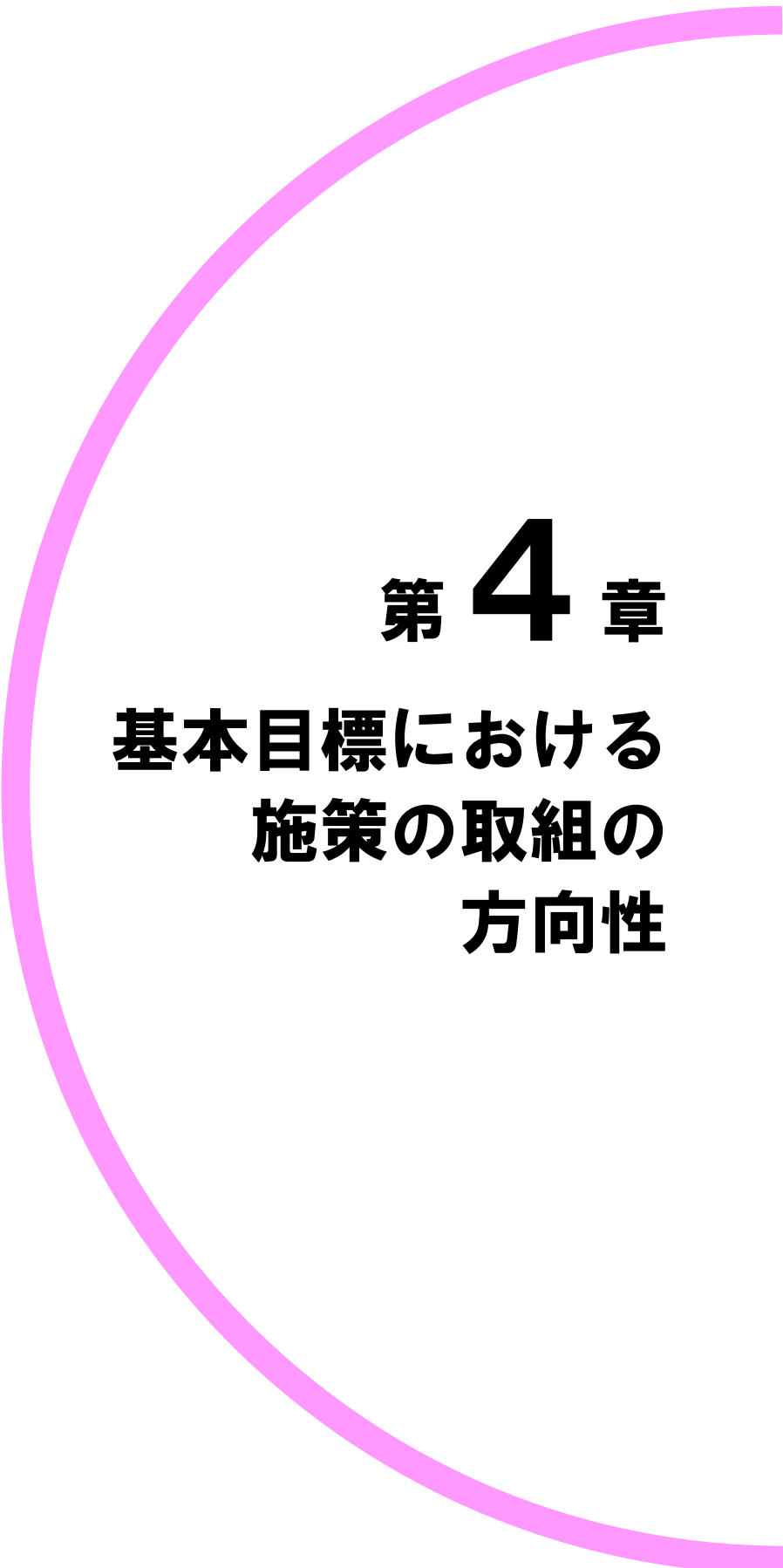
3 計画の体系（全体像）

本計画では、基本理念を実現するために、基本的な視点を踏まえて、次の5つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図っていきます。



5つの基本目標と施策





第 4 章

基本目標における 施策の取組の 方向性

基本目標 **1** 子育て支援の充実

1-1 すべての子育て家庭への支援

子どもがのびのびと健やかに育つためには、保護者が安心して子育てできる環境が必要です。すべての子育て家庭を支援するため、きめ細かで効果的な子育て支援サービスを提供します。

■現状と課題

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化等により、地域がこれまで担ってきた子育て支援機能が薄れ、身近なところに子育てを助けてくれる人や子育てについて相談できる人がいないなど、子育てが孤立化する傾向にあります。

また、少子化が進む中で、若い世代の多くは実生活の中で乳幼児に接する機会が少ないまま大人になっています。このため、保護者の中には乳幼児とはどういうものか、保護者として子どもにどのように接したらよいかわからないなど、育児不安を持つ保護者が増え、近年、家庭の養育力の低下が指摘されています。

さらに、母親の出産年齢が上昇傾向にある一方、若い世代の妊娠・出産も一定割合見られ、子育て家庭の年齢層が幅広くなっています。このため、妊婦の年齢や状況に応じた支援が必要になっています。

また、子育て家庭の中には、行政機関等が実施している子育て支援制度を知らない、手順のしかたが分からないなどの理由で、必要な子育て支援を活用できていない状況も考えられます。

■取組の方向性

- 保育士や保健師などの専門職による、よりきめ細かな相談機能を充実し、育児不安の解消や孤立化の防止に努め、妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援を進めます。
- 子育て家庭と接するあらゆる機会や多様な情報媒体を活用した情報発信や情報提供に努め、子育て家庭のニーズに対応した必要な子育て支援情報が確実に届く環境の充実に取り組みます。

主な取組例	◆ 子育て世代包括支援センターによる事業展開（乳児家庭全戸訪問の実施、養育支援家庭訪問の実施など） ◆ 子育て支援センターによる事業展開（子育て広場の実施、子育て教室の実施、子育てセミナー・講座の実施、子育てサロンの実施など） ◆ 一時預かり事業⁶ ◆ 病児・病後児保育事業 ◆ ファミリー・サポート・センター事業⁷ ◆ 子育て情報の発信
-------	--

■ 評価指標

指標名	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
地域子育て支援拠点（子育て支援センター）における相談受付件数（延べ）	605 件	679 件
子育て世代包括支援センター利用者数（延べ人数）	令和2年4月設置予定のため、令和2年度数値を把握した後、目標を設定する。	

⁶ 「一時預かり事業」とは、保護者の就労・けがや病気などのために、一時的に家庭において保育することが困難となった乳幼児を、保育所等において、一時的に預かる事業をいう。また、幼稚園においては、通常の教育時間前後や長期休業期間中に保護者の要請に応じて預かる事業などをいう。

⁷ 「ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援）事業」とは、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、育児の援助を行いたい人（協力会員）との相互援助活動の連絡・調整を行うものをいう。相互援助活動には、子どもの預かりや施設への送迎等がある。

基本目標 **1** 子育て支援の充実

1-2 幼児教育・保育サービスの確保と充実

幼児教育の重要性と保育需要の増大を考慮し、必要な幼児教育・保育サービスの確保と充実を図ります。

■現状と課題

乳幼児期は、基本的な生活習慣や愛情、信頼感、人権をたいせつにする心を育てるなど、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、質の高い幼児教育・保育サービスの提供が必要です。

子育て家庭では、保護者の就業の有無や家庭環境、ライフスタイルの多様化が進んでおり、多様なニーズに対応した、幼児教育・保育サービスの提供が求められています。

また、近年、保育所の入所希望の急増により、待機児童の解消が喫緊の課題となっています。今後も、子育て家庭の転入や共働き家庭の増加が見込まれることから、幼児教育・保育の担い手と受け皿の確保が必要です。

■取組の方向性

- 待機児童の解消や質の高い幼児教育・保育サービスの提供に向けて、担い手と受け皿の確保を、引き続き進めます。
- 認可保育所以外にも、幼稚園の預かり保育や届出保育施設など、さまざまな保育の選択肢があることの周知を進めます。

主な取組例	◆ 幼稚園、認定こども園、保育所などにおける幼児教育・保育サービスの実施 ◆ 保育人材確保事業 ◆ 保育所等に対する施設整備交付金事業 ◆ 幼児教育・保育の情報提供
-------	---

■ 評価指標

指標名	現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)
保育所等利用定員数（4月1日時点）	2,575 人	2,912 人
保育所等利用待機児童数（4月1日時点）	78 人	0 人

☞「第5章 子ども・子育て支援事業計画（量の見込みと提供体制確保の方策）」へ

基本目標 1 子育て支援の充実

1-3 放課後等の子どもの居場所の充実

放課後や週末などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる子どもの居場所づくりやその充実を図ります。

■現状と課題

核家族化の進行や共働き家庭等の増加により、保育所入所児童が増加する中で、小学校就学後に、放課後等を安全・安心に過ごせる、放課後児童クラブの需要が高まっています。

また、子どもが学校教育の他に、地域等で多様な体験・活動を行うことは、情操や自主性、社会性、創造性などを育む上でとてもたいせつなことであるため、共働き家庭の児童だけでなく、すべての子どもが放課後や週末などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる子どもの居場所づくりが課題となっています。

■取組の方向性

- 放課後児童クラブの担い手と受け皿の確保を、引き続き進めます。
- 放課後や週末などにおいて、すべての子どもが安全・安心に過ごし、かつ主体的に体験・活動できる子どもの居場所づくりとして、地域のニーズに応じて放課後子供教室の検討を進めます。
- 関係機関や地域団体などが連携し、子どもの自主性、社会性、創造性などを育む多様な体験・活動の場や交流の機会の充実に取り組みます。

主な取組例	◆放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ◆学校外活動促進事業 ◆生涯学習ボランティア派遣事業 ◆ジュニア・リーダー⁸研修事業
-------	--

■評価指標

指標名	現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)
放課後児童クラブ入所制限者数	51 人	0 人
放課後等の子どもの居場所に困っている保護者の割合 (小学生の保護者を対象にアンケートを実施予定)	令和2年度に数値を把握した後、 目標を設定する。	

☞「第6章 糸島市放課後子どもプラン」へ

⁸ 「ジュニア・リーダー」とは、地域の子ども会等で、指導的役割を担う中高生をいう。

基本目標 1 子育て支援の充実

1-4 地域におけるネットワークづくりと人材育成

親子を温かく見守り支える地域づくりのため、高校生、大学生、高齢者や育児経験者その他の地域人材のネットワークづくりと育成を進めます。

■現状と課題

子育てを孤立化させないためには、日常生活の中で気軽に声を掛け合い、助け合う地域のつながりが重要ですが、全国的には少子化の進行、地域社会の変化等により、身近なところに子育てを助けてくれる人や、子育てについて相談できる人がいないなど、地域がこれまで担ってきた子育て支援機能が薄れてきています。

この傾向は糸島市も例外ではありませんが、一方で幸いなことに、市内には地域のつながりを大切にし、子どもの成長に関わる意識を持つ団体や市民も多く存在しています。

この地域性を維持・発展させ、子育て家庭同士のつながりだけでなく、さまざまな世代、立場の方に、子育て家庭に目を向けてもらい、市全体で「子育てを温かく見守り支える地域づくり」を進めていく必要があります。

■取組の方向性

- 子育て支援活動の実践者同士のネットワークを構築し、連携を図るとともに、子育て支援活動を実践する人の育成を進めます。
- 子育て支援グループの活動や子育てに関するイベントなどの情報提供の充実に取り組みます。
- 地域社会の多くの人が子育て家庭に心を寄せ、温かく見守る機運を醸成するため、啓発や情報発信を進めます。

主な取組例	◆ 子育て支援ネットワークの推進 ◆ 子育て支援団体の育成・支援 ◆ 子育て情報の発信 [再掲] ◆ 子育てサロンの実施 [再掲]
-------	--

■ 評価指標

指標名	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
地域全体で青少年健全育成に取り組んでいると実感している市民の割合 (市民満足度調査)	34.9%	36.5%
子育て支援ネットワークの構成団体数	38 団体	40 団体

基本目標 1 子育て支援の充実

1-5 ワーク・ライフ・バランスと 子育てにおける男女共同参画の推進

仕事と生活の調和を図り、固定的な性別役割分担意識⁹をなくし、男女が共に働きながらも子育てできる環境の整備を推進します。

■現状と課題

働き方改革の必要性が指摘される中、働きながら子育てするには、「働き過ぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス¹⁰」を推進しつつ、「多様で柔軟な働き方」を実現することが重要です。

また、固定的な性別役割分担意識や長時間労働などを前提とする労働慣行を背景に、専業主婦家庭、共働き家庭の別にかかわらず、家事や子育てなどにおいて、男性のじゅうぶんな分担が必ずしも得られず、女性の負担が重くなっている実態があります。もちろん、男性の子育て参加はひと昔前の世代よりも増えてきていますが、現在においても、女性一人が育児をするいわゆる「ワンオペ育児」が社会問題になっています。

こうした状況の中、保護者の就業形態や就業の有無などにかかわらず、子育て家庭が仕事と生活の調和を図り、男女が共に働きながらも子育てできる環境が求められています。

⁹ 「固定的な性別役割分担意識」とは、男女を問わず個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事・女は家庭」「男は主要な業務・女は補助的業務」など。

¹⁰ 「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」とは、働くすべての人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことをいう。

■取組の方向性

- 子育てと仕事が両立できる環境づくりに向け、ワーク・ライフ・バランスと多様で柔軟な働き方の実現について、職場や事業主、地域社会に対して、さまざまな機会を活用して、啓発を進めます。
- 専業主婦家庭、共働き家庭のいずれにおいても、男性の家事・育児参画を進めます。

主な取組例	◆ 職場、事業主などに対する広報・啓発 ◆ 男女共同参画の広報・啓発 ◆ ママパパ教室事業 ◆ 一時預かり事業〔再掲〕 ◆ 病児・病後児保育事業〔再掲〕
-------	--

■評価指標

指標名	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
父親の育児休業取得率 (乳児家庭全戸訪問時に調査を実施予定)	令和2年度に数値を把握した後、目標を設定する。	
病児・病後児保育施設における満室断わり数(延べ人数)	26人	0人

基本目標 2 子どもと母親の健康の確保と増進

2-1 妊産婦・乳幼児への保健対策の充実

妊産婦・乳幼児の健康について、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援します。

■現状と課題

すべての母親が安心して妊娠・出産を迎えることができ、子どもを健やかに育てられるようにするためには、妊娠時から適切な知識を習得し、必要な支援が受けられる環境が必要です。また、妊娠している人ばかりでなく、その配偶者や家族なども適切な知識を学び、共に協力して子どもを育てていく意識を持つことが必要です。

乳幼児の健康については、疾患や発達の遅れなどを早期に把握し、必要に応じて適切な医療や療育につなげることが重要です。

また、近年、子どもの朝食欠食率の高さや就寝時刻の遅さなどの生活習慣の乱れによる健康状態の悪化が懸念され、食事を含めた生活習慣の改善が求められてきています。

■取組の方向性

- 妊娠初期から出産・子育て期において切れ目なく、必要な支援を確実に提供するため、関係機関と連携しながら、支援が必要な家庭の早期発見や相談体制の充実に取り組めます。
- 妊産婦や子どもの健康に関する適切な知識や支援・サービスなどについて、情報提供や情報発信を進めます。
- 子どもの発達段階に応じた食育や基本的な生活習慣の定着を進めます。
- 子どもの体調が心配な時にいつでも医療機関を受診できるよう、休日・夜間急患センターにおける小児科受診の体制維持や子ども医療費に対する助成を引き続き行います。

主な取組例	◆ 子育て世代包括支援センターによる事業展開（母子健康手帳の交付、支援を必要とする妊産婦への相談支援の実施） ◆ 母子保健事業による事業展開（乳幼児健診、保健指導の実施、乳幼児育児相談の実施） ◆ 食育の推進 ◆ 休日・夜間急患センター事業 ◆ 子ども医療費支給事業 ◆ 情報提供、情報発信
-------	--

■ 評価指標

指標名	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
乳幼児健診の受診率	4か月児：99.4% 10か月児：95.4% 1歳6か月児：91.7% 3歳児：98.9%	100%
乳幼児健診未受診者のフォロー率	100%	100%

基本目標 2 子どもと母親の健康の確保と増進

2-2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

学童期・思春期から成人期に向けた子どもの心と身体健康づくりを関係機関が連携して、支援します。

■現状と課題

学童期・思春期は、大人に向けた準備期間であり、心と身体の変化が著しい時期です。この時期の心と身体の問題が、生涯にわたる健康に大きな影響を及ぼすことから、じゅうぶんかつ適切に対応する必要があります。

近年、性行動の低年齢化等に伴う性感染症や人工妊娠中絶の問題、喫煙・飲酒・摂食障がい・薬物乱用などの問題があります。併せて、インターネットやスマートフォンなどの普及に伴い、長時間利用による生活リズムの乱れも深刻な問題となっています。

学童期・思春期の子どもたちが適切な生活習慣や妊娠・出産、性感染症、避妊、薬物などについての正しい知識を身に付け、自分の心と身体をたいせつにし、責任をもった行動ができるよう支援する必要があります。

■取組の方向性

- 保健、医療、福祉、教育などの関係機関が連携し、健康教育や健康相談の充実に取り組めます。
- 学校においては、教員やスクールソーシャルワーカー¹¹、スクールカウンセラー¹²などの専門スタッフ、関係機関が密接に連携しながら、支援を必要とする子どもに対する個々の状況に応じたきめ細かな働きかけを行います。

¹¹ 「スクールソーシャルワーカー」とは、学校における児童の福祉に関する支援に従事する者をいう。専門的な知識等を用いて、子どもや保護者の相談に応じたり、関係機関とのネットワークを活用した支援を行う。

¹² 「スクールカウンセラー」とは、学校における児童心理に関する支援に従事する者をいう。子どもの心のケアを行う。

主な取組例	◆ 赤ちゃん登校日¹³など学校と連携した性教育の実施 ◆ スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーによる面談の実施
-------	--

■ 評価指標

指標名	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
赤ちゃん登校日の実施校数	中学校全6校	中学校全6校
関係機関と連携し、出前講座等を活用して心と身体の健康づくりに関する授業を実施した学校数	年間16校	年間22校

¹³ 「赤ちゃん登校日」とは、子育て支援センターを利用している乳児とその保護者が中学校を訪問する事業をいう。中学生が乳児やその保護者との触れ合いを通して、命の大切さや親になることについて学ぶことを目的とする。

基本目標 3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

3-1 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

「確かな学力、豊かな人間性・人権意識、健やかな体をもつ人づくり」に向け、学校の教育環境を整備します。

■現状と課題

未来の担い手である子どもには、時代の変化に対応し、可能性に挑戦しながら、未来をたくましく切り拓き、生き抜く力が必要です。

急激な少子高齢化、急速な情報化やグローバル化の進展、人々の多様な生き方を認め支え合う社会の実現要求などの社会状況の変化を踏まえ、学校教育においては、「確かな学力」「豊かな人間性・人権意識」「健やかな体」を育むことが求められています。

確かな学力が身に付き、一人ひとりの個性や能力が伸びて豊かな人間性・人権意識が育ち、自らの健康を考え行動する力を含む健やかな体をつくるために、学校の教育環境の充実がますます重要な課題となっています。

また、障がいのある子ども、外国につながりを持つ子ども¹⁴、性的マイノリティ¹⁵の子どもを含むすべての子どもが、互いの違いを認め合い、共に生きる心を育む環境づくりもたいせつです。

■取組の方向性

○「糸島市教育振興基本計画」に基づき、必要な取組を推進します。

¹⁴ 「外国につながりを持つ子ども」とは、外国から帰国した子どもや外国籍の子ども、親が国際結婚の子どもなど、自身や親が日本語でのコミュニケーションを図りづらい、または日本の生活習慣や文化などに慣れていない子どもをいう。

¹⁵ 「性的マイノリティ」とは、同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のことをいう。「セクシュアルマイノリティ」、「性的少数者」ともいう。「異性を愛するのが普通だ」とか、「心と体の性別が異なることなどない、性別は男と女だけである」としている人からみて少数者という意味。

主な取組例	◆ 組織的な学力向上の推進 ◆ 道徳教育の推進 ◆ 体力・運動能力向上の推進 ◆ 教育用コンピュータ整備の推進 ◆ 人権教育の推進 ◆ 特別支援教育の推進 ◆ グローバル社会に対する対応力向上の推進
-------	---

■ 評価指標

指標名	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
児童生徒が活用する一人一台端末（タブレットPC）の整備率	10%	100%
糸島市教育委員会配置の特別支援教育専門員による専門講座を受講した教員数（延べ）	80人 ※令和元年	380人

基本目標 3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

3-2 家庭や地域における教育力の向上

学校・家庭・地域の連携・協働により、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指します。

■現状と課題

家庭は、教育の原点であり、出発点です。家庭は、子どもが基本的な生活習慣を身に付け、規範意識、思いやり、社会的ルールなどを学び、心身ともに健やかに育つための重要な役割を担っています。教育は、学校における取組だけではなく、保護者の理解や協力、家庭における取組が不可欠です。

また、子どもが社会生活において必要な人間関係の形成力を身に付けていくためには、子どもの頃から地域の信頼できる大人との多くの関わりが不可欠です。地域において子どもに関わり、教育や子育てを支援していく人材や団体などの発掘、養成が求められています。

■取組の方向性

- 保護者が子育てを学び、悩みや課題を自ら解決できる力を育むための学習の場の提供や情報の発信を進めます。
- 子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する情報の提供や相談体制の充実に取り組めます。
- 学校・家庭・地域が連携・協力し、子どもの教育に関わる取組を進めます。
- 地域において、教育や子育てを支援する人材や団体などの発掘や育成を進めます。

主な取組例	◆ 育児講座、子育てセミナーなどの開催 ◆ コミュニティ・スクール¹⁶の充実 ◆ 遊びたいけんクラブドリームトレイサー¹⁷の実施 ◆ 青少年育成市民会議事業
-------	---

■ 評価指標

指標名	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
地域全体で青少年健全育成に取り組んでいると実感している市民の割合〔再掲〕 (市民満足度調査)	34.9%	36.5%

¹⁶ 「コミュニティ・スクール」とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6項に規定する学校運営協議会制度のことをいう。学校と地域住民などが力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための仕組み。学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体になって特色ある学校づくりを進めていくことができる。

¹⁷ 「ドリームトレイサー」とは、キャンプや山登りなどのさまざまな体験活動を通じて、自然や仲間の大切さを学び、将来地域のリーダーとして活躍する人材を育成する事業をいう。市内の小学4年生～6年生が対象。

基本目標 3 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

3-3 次代の親の育成

子どもは、次代の親となっていく重要な存在です。このため、子どもや家族、家庭、地域のたいせつさを理解し、よりよい子育てが次代につながるように、教育・啓発活動を推進します。

■現状と課題

近年の子どもは、少子化の進行に伴い、兄弟姉妹の数が少なく、乳幼児と触れ合う機会や、子どもが成長していく過程を見る機会が少なく、自分が将来、子どもを生み育てていくことの具体的なイメージを持ちにくくなっています。

次代の親となっていく子ども世代が、さまざまな機会や経験を通じて、子どもを生み育てることの意義や家族、家庭のたいせつさについての理解を深めることが重要です。

子どもたちが、次代の親としての自覚と正しい知識を持つことができるよう、発達の段階に応じた教育や啓発の機会を充実させることが必要です。

また、今、子どもたちには、将来、社会的、職業的に自立し、子どもを持つ、持たないにかかわらず社会の一員として子育てに関わり、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力が求められています。

■取組の方向性

- 将来、結婚して家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義を理解するとともに、男女に関係なく、それぞれが自分らしく生き、自覚と責任を持って行動できるよう、子どもの社会性を育てる教育の充実に取り組みます。
- 乳幼児と触れ合う機会等を通して、他者に対する関心や共感能力を高め、愛着の感情を醸成するとともに、親として子育てに必要な意識の形成を促します。
- 子どもたちの勤労観や職業観を高めるため、発達の段階にふさわしいキャリア教育¹⁸の充実に取り組みます。

¹⁸ 「キャリア教育」とは、一人ひとりが社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを促す教育のことをいう。

主な取組例	◆生活科や家庭科の時間における教育の充実 ◆キャリア教育の推進 ◆赤ちゃん登校日¹⁹の実施〔再掲〕 ◆職場体験事業²⁰
-------	---

■評価指標

指標名	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
将来、子どもを持ちたい、又は子育てに関わりたいと思う中学生の割合 (「赤ちゃん登校日」終了後にアンケート等を実施予定)	令和2年度に数値を把握した後、目標を設定する。	

¹⁹ [12 再掲 p41] 「赤ちゃん登校日」とは、子育て支援センターを利用している乳児とその保護者が中学校を訪問する事業をいう。中学生が乳児やその保護者との触れ合いを通して、命の大切さや親になることについて学ぶことを目的とする。

²⁰ 「職場体験事業」とは、中学生が事業所などの職場で働くことを通じて、職業や仕事の実際について体験したり、働く人々と接したりする学習活動事業をいう。職場体験の意義は、発達段階に応じた望ましい勤労観や職業観を身に付けることなどにあり、キャリア教育の一環である。

基本目標 **4** きめ細かな対応が必要な子どもへの支援

4-1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の予防、早期発見、迅速・的確な対応のための対策の充実を図ります。

■現状と課題

児童虐待²¹（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、夫婦間などの暴力（DV²²）の目撃を含む心理的虐待）は、子どもの生命や心身の発達に影響を及ぼす重大な事案です。虐待をしない・させない社会づくりを進めるために、これまでも育児不安の軽減を図るなど、児童虐待の発生予防に取り組むとともに、「糸島市要保護児童対策協議会」等を通じて関係機関との連携を強化し、早期発見・早期対応に努めてきました。

虐待を未然に防ぐためには、妊娠期から養育状況等を把握し、保護者の育児不安の早期解消や養育支援²³を行うことが重要です。個々の相談内容は複雑化、深刻化しており、長期の支援が必要となる傾向にあります。そのため、専門性の高い人材の育成と確保が急務となっています。

²¹ 「児童虐待」とは、次の4種類に分類される。

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもに対する性的行為、性的行為を見せる、性器を触るまたは触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、兄弟などの間における差別的扱い、子どもの目の前で家族に対してふるう暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV） など

²² 「DV」とは、domestic violence（ドメスティック・バイオレンス）の略語で、配偶者間、内縁関係、恋人関係などの親密な関係の間などに起こる暴力や暴力による支配状態のことをいう。ここでいう暴力とは、身体に対する暴力だけではなく、精神的なもの、経済的なもの、性的なものなどの身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動も含まれる。

²³ 「養育支援」とは、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼなどの問題によって、子育ての不安や孤立感などを抱える家庭等に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助または保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を行うことをいう。

■取組の方向性

- 虐待の発生予防から早期発見・早期対応、アフターケアに至るまでの総合的な支援の充実に取り組みます。
- 母子の健康や養育状態を見極めた支援の実施、さまざまな相談支援による育児の不安や負担感の軽減などの取組を進め、各家庭に対して伴走支援を行います。
- 相談体制の強化、職員等の専門性の向上に取り組みます。
- 県、市、関係機関の連携の強化、ネットワークの強化に取り組みます。
- 暴言等を含めた体罰禁止や体罰によらない子育ての啓発を進めます。
- 児童虐待によって子どもが受ける影響についての啓発を進めます。

主な取組例	◆ 子ども家庭総合支援拠点による事業展開（家庭訪問の実施、子育て支援相談の実施、子ども家庭相談の実施、職員等の専門性の向上促進など） ◆ 要保護児童対策協議会の取組 ◆ 児童虐待防止に係る啓発
-------	---

■評価指標

指標名	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
子ども家庭相談のうち児童虐待相談の割合 (福祉行政報告例)	23.7% (参考 H29 全国 29.3%)	20.8%

基本目標 4 きめ細かな対応が必要な子どもへの支援

4-2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等に対して、①子育て・生活支援、②就業支援、③経済的支援、④学習支援を行い、自立に向けた対策を推進します。

■現状と課題

ひとり親家庭等は、子育てや家事と生計の維持という役割を一人で担うことになるため、子どもの養育や教育、就業の問題、仕事と子育ての両立の難しさなど、日常生活全般にわたり、さまざまな困難を抱えるリスクが高まります。

ひとり親家庭等の子どもたちが心身ともに健やかに成長するためには、親が安定した仕事に就き、生計が維持できるなど、家庭の安定した生活と自立が望めます。

しかしながら、ひとり親家庭等の中には、DV や児童虐待、親または子どもの疾病・障がいなどの問題を抱えている場合もあり、こうした問題を乗り越えなければ、就労による生計維持につながらず、安定した生活と自立が実現できないケースもあります。自立に向けて、個々の家庭の状況に応じ、こうした就業以前の問題にも対応していく必要があります。

■取組の方向性

- 就業支援と、就業のために不可欠な子育て・生活支援の両方について、一層の充実に向けた総合的な支援を進めます。
- ひとり親家庭等の人へ支援施策の情報がじゅうぶんに行き届くよう、さまざまな手法を活用し、分かりやすく、身近で利用しやすい情報提供を進めます。
- ひとり親家庭等における DV 被害者、生きづらさ・困難を抱える親及びその家族に対し、安全確保、保護から自立できるまで総合的な支援を行うとともに、関係機関との連携強化を進めます。

主な取組例	◆ひとり親家庭等日常生活支援事業 ◆高等職業訓練促進給付金等支給事業 ◆ひとり親家庭等医療費支給事業 ◆ひとり親家庭等学習支援事業 ◆女性相談の実施 ◆情報提供
-------	---

■評価指標

指標名	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
児童扶養手当受給者で就業を希望する者のうち就職に結びついた者の割合	67.6%	80.0%

基本目標 4 きめ細かな対応が必要な子どもへの支援

4-3 貧困の状況にある子どもへの支援

貧困の状況にある、または貧困の状況に陥るおそれのある子どもや家庭に対して、①教育支援、②生活支援、③保護者に対する就労支援、④経済的支援を推進します。

■現状と課題

現在から将来にわたり、すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、夢や希望を持って、健やかに成長できるよう、必要な支援を確実に提供することが重要です。

子どもの貧困は、現在の貧困（保護者の収入が少ないなどの理由で経済的に困窮している家庭に属していること。）と将来の貧困（現在の貧困が教育格差等を生み、貧困が世代を超えて連鎖すること。）の2つの側面から捉える必要があり、現在の貧困の要因を軽減・除去し、貧困の連鎖を断ち切り、将来の貧困を生まない対策が必要です。

貧困の要因は、保護者の健康状態等の悪化により家庭が貧困の状況に置かれている、子どもやその保護者に障がいがあるなど、経済的・社会的・精神的困難が複雑に絡み合っていることが多いといわれています。貧困世帯へ支援を行うに当たっては、子どもやその家庭が抱える問題をしっかり把握することが重要です。

■取組の方向性

- 教育の支援、生活全般に関する相談支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援について、貧困の状況にある子どもと家庭に支援が着実に届くよう、国や県などと連携しながら、子どもの貧困の改善に資する施策・事業を進めます。

主な取組例	◆ 学習習慣定着事業 ◆ 学力向上事業 ◆ 生活困窮者自立支援事業 ◆ 家計相談の実施 ◆ ひとり親家庭等修学支援事業 ◆ 就労支援の実施 ◆ 就学援助制度の実施 ◆ 相談受付 ◆ 情報提供
-------	---

■ 評価指標

指標名	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率（高1）	12.5%	0%

基本目標 4 きめ細かな対応が必要な子どもへの支援

4-4 障がいや発達が気になる子どもへの支援

障がいや発達が気になる子どもやその保護者に対して、障がいや発達の特性や状態、成長過程に応じた細やかな支援を行います。

■現状と課題

障がいや発達が気になる子どもは、特性や状態によって必要な支援がそれぞれ異なるため、子どもが抱える育ちや暮らしの問題に早期に気づき、適切に支援する体制を整備する必要があります。

また、保護者や家族にとっては、我が子の障がいや発達の遅れを冷静に受け止め認めることは容易でなく、そこには大きな不安や負担が伴いますが、現実の受容が遅れば、子どもの成長に影響を及ぼすだけでなく、保護者や家族の不安や負担も大きくなります。保護者や家族の気持ちに寄り添いながら、子どもの現状の受容を図り、適切な接し方や養育方法を伝え、保護者や家族がその子なりの成長に気付き、子育ての力や喜びを高められるような支援が求められています。

さらに、社会全体として障がいや発達の特性に対する理解を深め、心のバリアフリー²⁴を育てることで、障がい等がある人もない人も共に支え合い、地域で安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向けた取組も必要です。

■取組の方向性

- 障がいの種別・程度や発達の特性、子どもの成長段階などに応じて、一人ひとりのニーズに対応した専門的な相談等、細やかな支援の充実に取り組みます。
- 保育所・幼稚園、放課後児童クラブなどにおける障がい児等の支援を進めます。
- 保健、医療、福祉、教育などの関係機関が密に連携した支援を進めます。
- 「糸島市障害者計画」に基づき、必要な取組を推進します。

²⁴ 「心のバリアフリー」とは、さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいう。

主な取組例	◆ 障がい児保育事業 ◆ 療育事業 ◆ 児童発達支援、放課後等デイサービス事業の充実 ◆ 臨床心理士による支援（巡回型相談、来所型相談）の実施 ◆ 特別支援教育就学奨励制度の実施 ◆ 特別支援教育支援員の配置
-------	---

■ 評価指標

指標名	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
巡回相談を実施する保育所等の数	27 園	32 園

基本目標 4 きめ細かな対応が必要な子どもへの支援

4-5 外国につながりを持つ子どもへの支援

外国につながりを持つ子ども²⁵とその保護者を支援します。

■現状と課題

本市には、九州大学留学生等の外国人が生活しており、その人数は年々増加傾向にあります。今後も、国際化の進展や外国人労働者の受け入れなどに伴い、外国につながりを持つ子どもの増加が見込まれます。

外国につながりを持つ子どもやその保護者の中には、日本語によるコミュニケーションが図りにくいこと、文化や習慣が異なることなどから、保護者は子育てに困難や不安、負担感を抱きやすく、また、子どもは学校の勉強についていくことができず、友人関係を築きにくいことなどが考えられます。外国人の出産も増えており、出産や子育てに不安を抱える外国人妊産婦も増えていることが考えられます。

そのため、国籍や文化、生活習慣などの違いにかかわらず、「地域に住む人は誰もが市民であり、日本人市民と外国人市民は地域社会を支えていくパートナーである」との認識を深め、互いを認め合い、自分の能力を生かして暮らせる心豊かな地域社会の実現に向けた取組を行う必要があります。

■取組の方向性

- 外国人の妊産婦が安心して子どもを生み、育てることができるよう支援を進めます。
- 外国につながりを持つ子どもやその保護者に対して、生活に必要な情報提供を行い、日本人と同様の支援を確実に受けることができるよう、配慮を行っていきます。

²⁵ [13 再掲 p42] 「外国につながりを持つ子ども」とは、外国から帰国した子どもや外国籍の子ども、親が国際結婚の子どもなど、自身や親が日本語でのコミュニケーションを図りづらい、または日本の生活習慣や文化などに慣れていない子どもをいう。

- 外国につながりを持つ子どもやその保護者が、安心して保育や教育を受けることができるよう、保育・教育の場において、多言語対応を進めるとともに、多文化共生²⁶社会に対する理解を進めます。
- 「糸島市多文化共生推進計画」に基づき、必要な取組を推進します。

主な取組例	◆外国人妊産婦に対する出産育児支援 ◆多言語を用いた相談の実施 ◆小学校学校活動支援員の配置 ◆保育所等の多言語対応に対する支援 ◆子育て情報誌の多言語対応
-------	--

■評価指標

指標名	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
子育て世代包括支援センターにおいて、外国語で対応が必要な人に対して、外国語で対応した相談件数（延べ件数）	令和2年度に数値を把握した後、目標を設定する。	

²⁶ 「多文化共生」とは、国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら地域社会の構成員として共に生きていくことをいう。

基本目標 4 きめ細かな対応が必要な子どもへの支援

4-6 悩みや困難を抱えた子どもへの支援

いじめや不登校などの悩みや困りごとを抱えた子どもに支援を行います。

■現状と課題

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

また、多様な要因や背景から結果として不登校状態となった子どもは、増加傾向にあり、教育機会の確保等の支援が必要です。支援の手が届かないと、長期ひきこもりに移行するリスクも高くなります。

これらのリスクに対し、早期対応・早期解決に向けた学校の取組を推進するとともに、一つひとつの事案に対し、きめ細かな対応や支援が求められています。

子どもやその保護者が抱える悩みや困りごとは、いじめや不登校のほかにも、ひきこもり、摂食障害、性の逸脱行為、薬物乱用といった問題、性自認・性的指向を理由とした悩みなど、多様化・複雑化しており、総合的な支援も求められています。

■取組の方向性

- いじめの防止・対応については、各学校における未然防止や、早期発見・早期対応、子どもに対する教育の充実、地域や家庭、関係機関との連携などを進めます。
- 不登校の対応については、安心して学校へ復帰することや社会的自立を目指し、教育、心理、福祉の面から子どもと家庭の支援を進めます。
- 子どもの悩みや困りごとに関して、教員やスクールソーシャルワーカー²⁷、スクールカウンセラー²⁸などの専門スタッフ、関係機関が密接に連携しながら、支援を必要とする子どもとその家庭に対するきめ細かな働きかけを行います。

²⁷ [10 再掲 p40] 「スクールソーシャルワーカー」とは、学校における児童の福祉に関する支援に従事する者をいう。専門的な知識等を用いて、子どもや保護者の相談に応じたり、関係機関とのネットワークを活用した支援を行う。

²⁸ [11 再掲 p40] 「スクールカウンセラー」とは、学校における児童心理に関する支援に従事する者をいう。子どもの心のケアを行う。

- 性の多様性に対する理解を深め、子どもたちが個々の違いや多様性を認め合えるような啓発を進めます。

主な取組例	◆「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施 ◆教育相談室、適応指導教室などの設置・運営 ◆不登校対応指導員の配置 ◆スクールソーシャルワーカー等の配置・派遣 ◆性教育・人権教育の充実
-------	---

■ 評価指標

指標名	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
不登校対応指導員が不登校支援に関わった学校数	2校	7校
「人権教育の手引き 1～4」の授業での活用（手引き 4 は現在作成中）	手引き 1 全小中学校での活用	手引き 1～4 全小中学校での活用

基本目標 5 子どもの安全と安心を守り、子育てしやすい生活環境の整備

5-1 安心して外出できる環境づくり

子どもと保護者が安全・安心に外出できるよう、交通安全対策や公共施設や道路などのバリアフリー²⁹化と、子ども連れで外出される人等に対する「心のバリアフリー³⁰」を推進します。

■現状と課題

子どもを巻き込んだ交通事故等が全国で多発しており、地域における子どもの安全に対する関心は高まっています。

子どもだけでなく、子育て家庭や妊産婦が安全・安心に生活できるよう、生活環境の整備や安全の確保に向けた取組を進めることが重要です。

道路、公共施設、公園のトイレなどのバリアフリー化のさらなる推進といったハード面はもちろん、子育て家庭や妊娠中の人に対する理解が進むようなソフト面の対応にも取り組む必要があります。

また、安心して外出できる場所として子どもたちが楽しく遊び過ごせる身近な公園も求められています。

■取組の方向性

- ユニバーサルデザイン³¹の視点に立った外出環境づくりをはじめ、子育て家庭にやさしい環境づくりを進めます。
- 子どもの事故を未然に防ぐため、また、保護者や子どもに関わる市民が日常生活に潜む危険に気付くきっかけとなるよう、子どもの事故予防に関する啓発を進めます。

²⁹ 「バリアフリー」とは、多様な人が社会に参加する上での障壁（バリア）をなくすことをいう。ここでいうバリアフリー化は、利用者に移動面で困難をもたらす物理的バリアをなくすことをいう。

³⁰ [23 再掲 p54] 「心のバリアフリー」とは、さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいう。

³¹ 「ユニバーサルデザイン（Universal Design）」とは、文化・言語・国籍や年齢・性別などの違い、障がいの有無や能力差などを問わずに利用できることを目指した製品、建物、環境のデザインのことをいう。

- 成長とともに行動範囲が広がる子どもに対し、家の中だけでなく外の危険に自ら気付き、対処できるような交通安全教育や啓発を進めます。
- 子どもたちが楽しく遊び過ごせる場所の充実に向け、運動公園の整備や、駐車場やトイレなどの施設が整った地域における拠点的な公園に地域のニーズに応じた遊具の設置を進めます。

主な取組例	◆交通安全教育の実施 ◆歩道の整備 ◆道路のカラー舗装の実施 ◆道路・公共施設・公園のトイレなどのバリアフリー化の推進 ◆「心のバリアフリー」に関する啓発 ◆運動公園整備事業 ◆公園遊具設置事業 ◆乳幼児健診における事故予防の啓発
-------	--

■評価指標

指標名	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
糸島市内の交通事故発生件数（暦年） （福岡県事故統計 市区町村別）	351件 ※令和元年中	315件
交通安全施設整備に満足している市民の割合 （市民満足度調査）	29.4%	34.0%
公園が快適で利用しやすく整備されていると感じる市民の割合 （市民満足度調査）	令和2年度に数値を把握した後、 目標を設定する。	

基本目標 5 子どもの安全と安心を守り、子育てしやすい生活環境の整備

5-2 子どもを犯罪の被害等から守る環境づくり

子どもを犯罪や SNS³²等を介した被害から守るため、防犯に関する環境整備を推進します。

■現状と課題

子どもを狙った犯罪が全国で多発しており、地域における子どもの安全に対する関心は高まっています。

近年、インターネットやスマートフォンの急速な利用普及に伴い、SNS 等を通じたトラブルや犯罪被害の低年齢化が進んでいます。インターネットやスマートフォンを利用した「ネットいじめ」も深刻な問題となっています。SNS 等において、子どもが誹謗・中傷を受けるといった被害もあり、ネット社会における匿名性がもたらす危険等について、子どもへ指導するとともに、保護者に対する意識啓発に取り組む必要があります。

また、犯罪からの被害を防ぐため、市民が「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持ち、市民・市・関係機関が協働して、犯罪が起きにくいまちづくりを推進していくこともたいせつです。

■取組の方向性

- インターネットや SNS などの適切な使用に関する啓発を行うとともに、子どもたちによる自発的な取組を進めます。
- 家庭や学校、地域と連携し、非行防止活動や有害環境の対応などを進めます。
- 子どもが地域で安全・安心に生活ができるよう、地域防犯体制の推進に向けた人材や地域の協力の確保を進めます。
- 事件、事故や災害などに遭遇した子どもの心のケアを行うため、関係機関が連携し、被害を受けた子どもやその家族に対するきめ細かな支援を進めます。

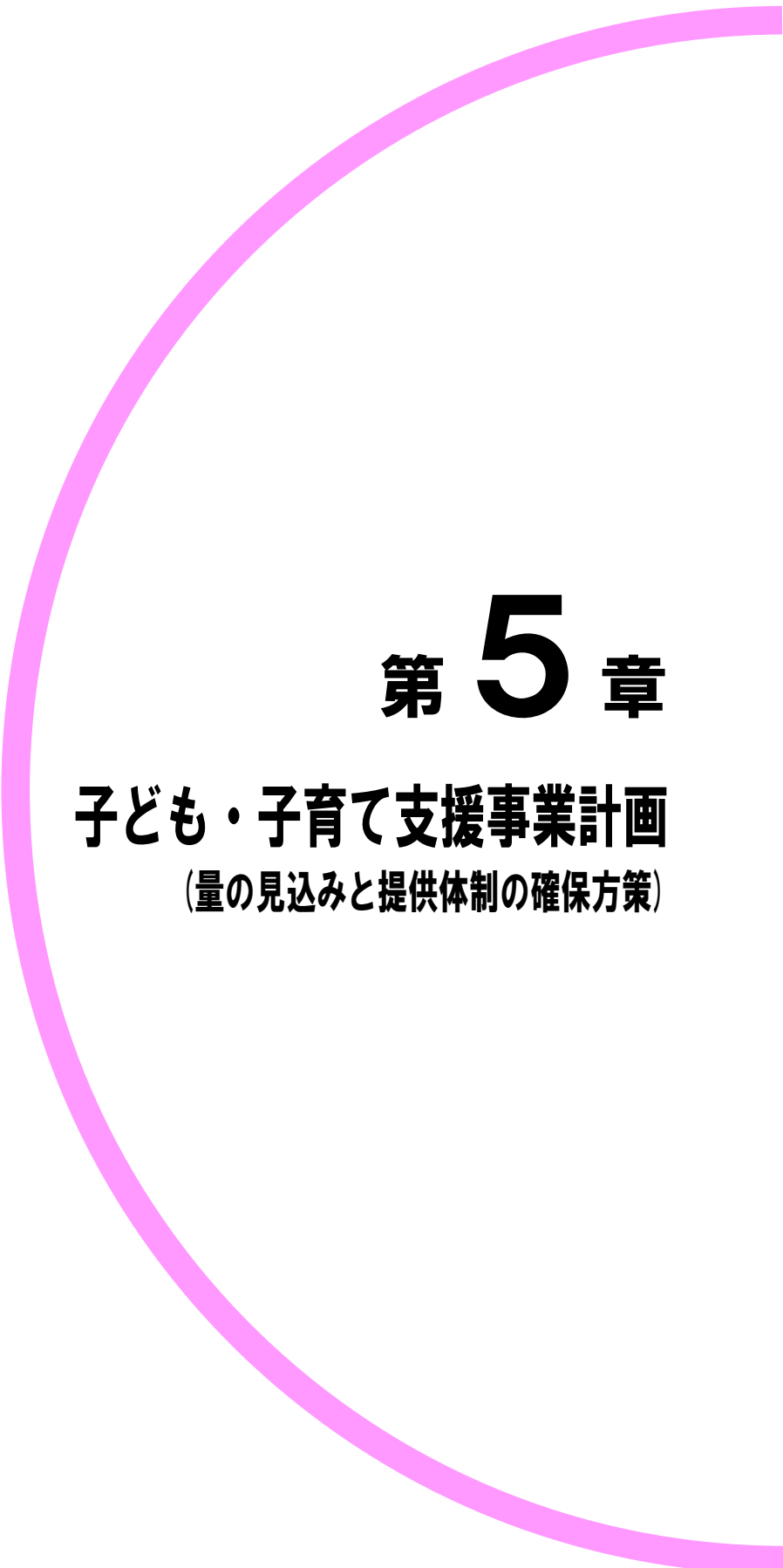
³² 「SNS」とは、ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのことをいう。

主な取組例	◆ 青少年を非行から守る強調月間、全国青少年健全育成協調月間における取組の実施 ◆ 防犯灯の設置・維持管理事業 ◆ 地域見守り活動の実施 ◆ 警察署との連携 ◆ 防犯教育の実施 ◆ インターネットや SNS などの適切な使用に関する啓発 ◆ 情報モラル教育の実施 ◆ 被害に遭った子どもに対する面談等の実施 ◆ 中学校子どもサミット³³におけるスマホルールづくりと啓発活動 ◆ 生徒指導専門員の配置
-------	---

■ 評価指標

指標名	現状 (平成 30 年度)	目標 (令和 6 年度)
糸島市内の犯罪発生件数（暦年） （福岡県 刑法犯 市区町村別 認知件数）	407 件 ※令和元年中	366 件
地域において青パトや夜間巡回などへ参加した市民の割合 （市民満足度調査）	32.4%	35.0%

³³ 「子どもサミット」とは、市内全中学校の生徒代表が、自分達に関わる共通の課題を設定し、当事者として議論し、問題意識の共有や解決策の検討、他の生徒への発信などを自ら行う取組をいう。



第 5 章

子ども・子育て支援事業計画 (量の見込みと提供体制の確保方策)

1 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針により、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を「教育・保育の提供区域」として設定することとされています。

なお、第1期計画（糸島市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成27年度～平成31年度））において、市全域を1区域と設定されており、今後、本市における大きな都市計画等の状況の変化が見込まれていないことから、引き続き第1期計画と同様の教育・保育の提供区域の設定とします。

2 量の見込みの考え方

幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、住民基本台帳を基にしたコーホート要因法による推計値のほか、過去の実績等を踏まえて、各年度の量の見込みを算出しています。

12 歳未満の人口推計

（単位：人、％）

年齢	実績	推計					5年間の 増減率
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	
0歳	669	658	658	652	646	642	-4.04
1歳	798	749	738	732	724	718	-10.03
2歳	863	863	820	797	790	785	-9.04
3歳	938	903	912	862	837	832	-11.30
4歳	961	978	948	953	904	879	-8.53
5歳	953	994	1,014	982	985	938	-1.57
6歳	941	999	1,047	1,055	1,021	1,032	9.67
7歳	964	965	1,033	1,081	1,089	1,057	9.65
8歳	943	973	979	1,043	1,094	1,101	16.76
9歳	988	951	987	985	1,051	1,102	11.54
10歳	985	999	964	995	992	1,062	7.82
11歳	1,000	991	1,009	969	999	997	-0.30
児童合計	11,003	11,023	11,109	11,106	11,132	11,145	1.29
0歳	669	658	658	652	646	642	-4.04
1～2歳	1,661	1,612	1,558	1,529	1,514	1,503	-9.51
3～5歳	2,852	2,875	2,874	2,797	2,726	2,649	-7.12
6～11歳	5,821	5,878	6,019	6,128	6,246	6,351	9.10

（出典：住民基本台帳を基にコーホート要因法によって推計。※10月1日現在人口）

3 幼児期の学校教育・保育

本計画期間内の各年度における就学前の子どもにかかる教育・保育についての「量の見込み」及び「確保方策」は、次のとおりです。

【確保方策の考え方】

確保方策については、教育・保育施設の定員数を表記しています。

1号認定子ども³⁴については、確保方策が量の見込み（利用ニーズ）を上回っており、充足しています。

2号認定子ども³⁵及び3号認定子ども³⁶については、現在、待機児童が発生しており、受入枠に不足が生じています。

このため、未移行幼稚園から認定こども園への移行や保育所等の老朽化に伴う増改築による定員増を図るとともに、新たな保育所等の設置を想定して定員数に反映しています。

それでもなお発生する不足については、定員の弾力化（最低基準を満たすことを前提に定員数を超えて保育所等で受け入れること）によって対応します。

《令和2年度～令和6年度》

（単位：人）

区分			令和2年度			
			1号	2号	3号	
			3歳以上	3歳以上	0歳	1・2歳
量の見込み①			1,001	1,889	177	1,053
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園		1,174	1,681	227	754
特定地域型保育事業	小規模保育		—	—	6	13
企業主導型保育事業（地域枠）			—	19	20	36
確保方策（定員）②			1,174	1,700	253	803
過不足②－①			173	-189	76	-250

※過不足欄のマイナスについては、定員の弾力化（最低基準を満たすことを前提に定員数を超えて保育所等で受け入れること）によって対応します。

³⁴ 「1号認定子ども」とは、満3～5歳の幼児期の学校教育を受ける児童をいう。

³⁵ 「2号認定子ども」とは、3～5歳の保育の必要性のある児童をいう。

³⁶ 「3号認定子ども」とは、0～2歳の保育の必要性のある児童をいう。

第5章 子ども・子育て支援事業計画（量の見込みと提供体制の確保方策）

（単位：人）

区分		令和3年度			
		1号	2号	3号	
		3歳以上	3歳以上	0歳	1・2歳
量の見込み①		1,001	1,889	177	1,017
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園	1,174	1,749	238	775
特定地域型 保育事業	小規模保育	—	—	6	13
企業主導型保育事業（地域枠）		—	19	20	36
確保方策（定員）②		1,174	1,768	264	824
過不足②－①		173	-121	87	-193

※過不足欄のマイナスについては、定員の弾力化（最低基準を満たすことを前提に定員数を超えて保育所等で受け入れること）によって対応します。

（単位：人）

区分		令和4年度			
		1号	2号	3号	
		3歳以上	3歳以上	0歳	1・2歳
量の見込み①		974	1,838	175	997
特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育所、 認定こども園	1,189	1,774	239	795
特定地域型 保育事業	小規模保育	—	—	6	13
企業主導型保育事業（地域枠）		—	19	20	36
確保方策（定員）②		1,189	1,793	265	844
過不足②－①		215	-45	90	-153

※過不足欄のマイナスについては、定員の弾力化（最低基準を満たすことを前提に定員数を超えて保育所等で受け入れること）によって対応します。

第5章 子ども・子育て支援事業計画（量の見込みと提供体制の確保方策）

（単位：人）

区分		令和5年度			
		1号	2号	3号	
		3歳以上	3歳以上	0歳	1・2歳
量の見込み①		949	1,791	174	988
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	1,189	1,819	245	819
特定地域型保育事業	小規模保育	—	—	6	13
企業主導型保育事業（地域枠）		—	19	20	36
確保方策（定員）②		1,189	1,838	271	868
過不足②－①		240	47	97	-120

※過不足欄のマイナスについては、定員の弾力化（最低基準を満たすことを前提に定員数を超えて保育所等で受け入れること）によって対応します。

（単位：人）

区分		令和6年度			
		1号	2号	3号	
		3歳以上	3歳以上	0歳	1・2歳
量の見込み①		922	1,741	173	981
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	1,189	1,826	246	821
特定地域型保育事業	小規模保育	—	—	6	13
企業主導型保育事業（地域枠）		—	19	20	36
確保方策（定員）②		1,189	1,845	272	870
過不足②－①		267	104	99	-111

※過不足欄のマイナスについては、定員の弾力化（最低基準を満たすことを前提に定員数を超えて保育所等で受け入れること）によって対応します。

4 地域の子ども・子育て支援事業

（１）利用者支援事業

【事業概要】

子ども及びその保護者に、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う事業です。

【現状】

（単位：箇所）

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者支援事業 実施場所 （特定型）	1	1	1	1

【今後の方向性】

（単位：箇所）

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み①	3	3	3	3	3
確保方策②	3	3	3	3	3
過不足②－①	0	0	0	0	0
確保方策 の内容	※「基本型」「特定型」「母子保健型」…各1か所 ①子ども課にて保育所利用支援員が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう支援を行います。（特定型） ②子育て世代包括支援センターを子ども課及び健康福祉センターあごらに設置し、妊娠・出産・子育てに関する身近な相談窓口として、情報提供や関係機関と連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートします。（基本型・母子保健型）				

（２）時間外（延長）保育事業

【事業概要】

保育所等において、保護者の就労時間の多様化や長時間化などに伴う保育需要に応えるため、在園児を対象に、通常の利用時間の前後に時間外（延長）保育を実施します。

【現状】

（単位：人）

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	207	157	225	183

【今後の方向性】

（単位：人）

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み①	221	219	214	210	205
確保方策②	221	219	214	210	205
過不足②－①	0	0	0	0	0
確保方策の内容	保育所、認定こども園で延長保育を実施し、利用ニーズに対応します。				

（３）実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保育所・幼稚園・認定こども園との利用者との公平の観点から、新制度未移行幼稚園の利用者に対する副食の提供にかかる費用の一部を補助します。

【現状】

令和元年度からの新規事業であり、実績数値はありません。

【今後の方向性】

（単位：人）

項目	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み①	251	251	244	238	231
確保方策②	251	251	244	238	231
過不足②－①	0	0	0	0	0
確保方策の内容	新制度未移行幼稚園で実施し、利用ニーズに対応します。				

（４）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【現状】

実施していません。

【今後の方向性】

国の動向に応じて、今後の対応について検討します。

（５）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に児童クラブ施設を利用して適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全な育成を図る事業です。

【現状】

（単位：人）

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実利用者数	959	1,070	1,123	1,342	1,413

【今後の方向性】

（単位：人）

項目		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込	1 年生	496	525	535	522	533
	2 年生	429	464	491	501	491
	3 年生	316	323	349	371	379
	4 年生	162	173	178	195	210
	5 年生	66	68	75	80	91
	6 年生	27	33	36	42	47
	市全体 ①	1,496	1,586	1,664	1,711	1,751
確保の方策	受入児童数②	1,625	1,625	1,730	1,780	1,780
	クラブ数	28	28	30	31	31
	内容	・クラブ数：28 ・増床	・クラブ数：28 ・新規設置（2 か所検討）	・クラブ数：30 ・新規設置（1 か所検討）	・クラブ数：31	・クラブ数：31
過不足 ②－①		129	39	66	69	29

（6）子育て短期支援事業（ショートステイ事業）（トワイライトステイ事業）

【事業概要】

保護者が、疾病など身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難になった場合等に、ショートステイ事業（短期入所支援事業）及びトワイライトステイ事業（夜間養護等事業）により一時的に児童を預かります。

【現状】

◆ショートステイ事業

（単位：人・日）

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数			8	12

◆トワイライトステイ事業

（単位：人・日）

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数			4	0

【今後の方向性】

◆ショートステイ事業

（単位：人・日）

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み①	24	24	24	24	24
確保方策②	24	24	24	24	24
過不足②－①	0	0	0	0	0
確保方策の内容	児童養護施設等において、ショートステイ（短期入所生活援助）事業を実施し、利用ニーズに対応します。				

◆トワイライトステイ事業

（単位：人・日）

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	16	16	16	16	16
確保方策②	16	16	16	16	16
過不足②－①	0	0	0	0	0
確保方策の内容	児童養護施設等において、トワイライトステイ（夜間養護等）事業を実施し、利用ニーズに対応します。				

（7）乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後2か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

【現状】

（単位：人）

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問者数	698	673	673	666

【今後の方向性】

（単位：人）

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	658	658	652	646	642
確保方策②	658	658	652	646	642
過不足②－①	0	0	0	0	0
確保方策の内容	保育士等が生後2か月までの乳児のいる家庭を訪問します。				

（８）養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、自宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言などを行います。

【現状】

（単位：人）

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問者数	40	39	13	12

【今後の方向性】

（単位：人）

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み①	20	20	20	20	20
確保方策②	20	20	20	20	20
過不足②－①	0	0	0	0	0
確保方策の内容	保育士等が養育支援の特に必要な家庭を訪問します。				

（９）地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児またはその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行います。

【現状】

（単位：人・回、箇所）

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数 （人・回）	1,765	2,058	2,014	1,927
実施箇所数 （箇所）	3	3	3	3

【今後の方向性】

（単位：人・回）

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み①	1,971	1,950	1,906	1,873	1,837
確保方策②	1,971	1,950	1,906	1,873	1,837
過不足②－①	0	0	0	0	0
確保方策 の内容	子育て支援センター「すくすく」「ぽかぽか」「にこにこ」の 3 か所で子育てに関する相談、情報提供、助言、その他の援助等を行います。				

（10）一時預かり事業

◆一時預かり事業（保育所型）

【事業概要】

家庭における保育が一時的に困難となった場合に、保育所等で一時的な預かりを行います。

【現状】

（単位：人）

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	1,673	1,944	1,753	2,100

【今後の方向性】

（単位：人）

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み①	2,006	1,985	1,941	1,905	1,869
確保方策②	2,006	1,985	1,941	1,905	1,869
過不足②－①	0	0	0	0	0
確保方策 の内容	保育所等で一時預かりを実施し、利用ニーズに対応します。				

◆一時預かり事業（幼稚園在園児を対象）

【事業概要】

幼稚園における在園児を対象としたもので、通常の教育時間の前後や長期休業中に希望する児童に対して預かり保育を実施します。

【現状】

（単位：人）

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	5,428	3,355	8,501	14,385

【今後の方向性】

（単位：人）

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み①	16,035	16,035	15,603	15,202	14,770
確保方策②	16,035	16,035	15,603	15,202	14,770
過不足②－①	0	0	0	0	0
確保方策の内容	幼稚園等で一時預かりを実施し、利用ニーズに対応します。				

◆一時預かり事業（私学助成による預かり保育）

【事業概要】

幼稚園における在園児を対象としたもので、長時間の預かり保育を実施します。

【現状】

（単位：人）

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	35,887	36,013	31,151	31,112

【今後の方向性】

（単位：人）

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	35,964	35,964	34,994	34,096	33,126
確保方策②	35,964	35,964	34,994	34,096	33,126
過不足②－①	0	0	0	0	0
確保方策の内容	幼稚園等で在園児の預かり保育を実施し、利用ニーズに対応します。				

（11）病児・病後児保育事業

【事業概要】

病児・病後児について、糸島市病児・病後児保育施設「コアラ」で、看護師等が一時的に保育を実施します。

【現状】

（単位：人・日/年）

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	543	615	647	999

【今後の方向性】

（単位：人・日/年）

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	1,240	1,227	1,200	1,178	1,155
確保方策②	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
過不足②－①	1,060	1,073	1,100	1,122	1,145
確保方策の内容	病児・病後児保育施設コアラにおいて、病児・病後児保育事業を実施し、利用ニーズに対応します。				

（12）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

子育ての援助をしてほしい「おねがい会員」と子育ての援助をしたい「サポート会員」が会員となって、子どもの預かりなど、一時的な子育てを助け合う事業です。

【現状】

（単位：人、箇所）

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数(人)				31
実施箇所数(箇所)				1

【今後の方向性】

（単位：人）

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み①	592	611	622	636	625
確保方策②	592	611	622	636	625
過不足②－①	0	0	0	0	0
確保方策の内容	児童の預かりなどの援助を希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。				

（13）妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を行うとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を行います。

【現状】

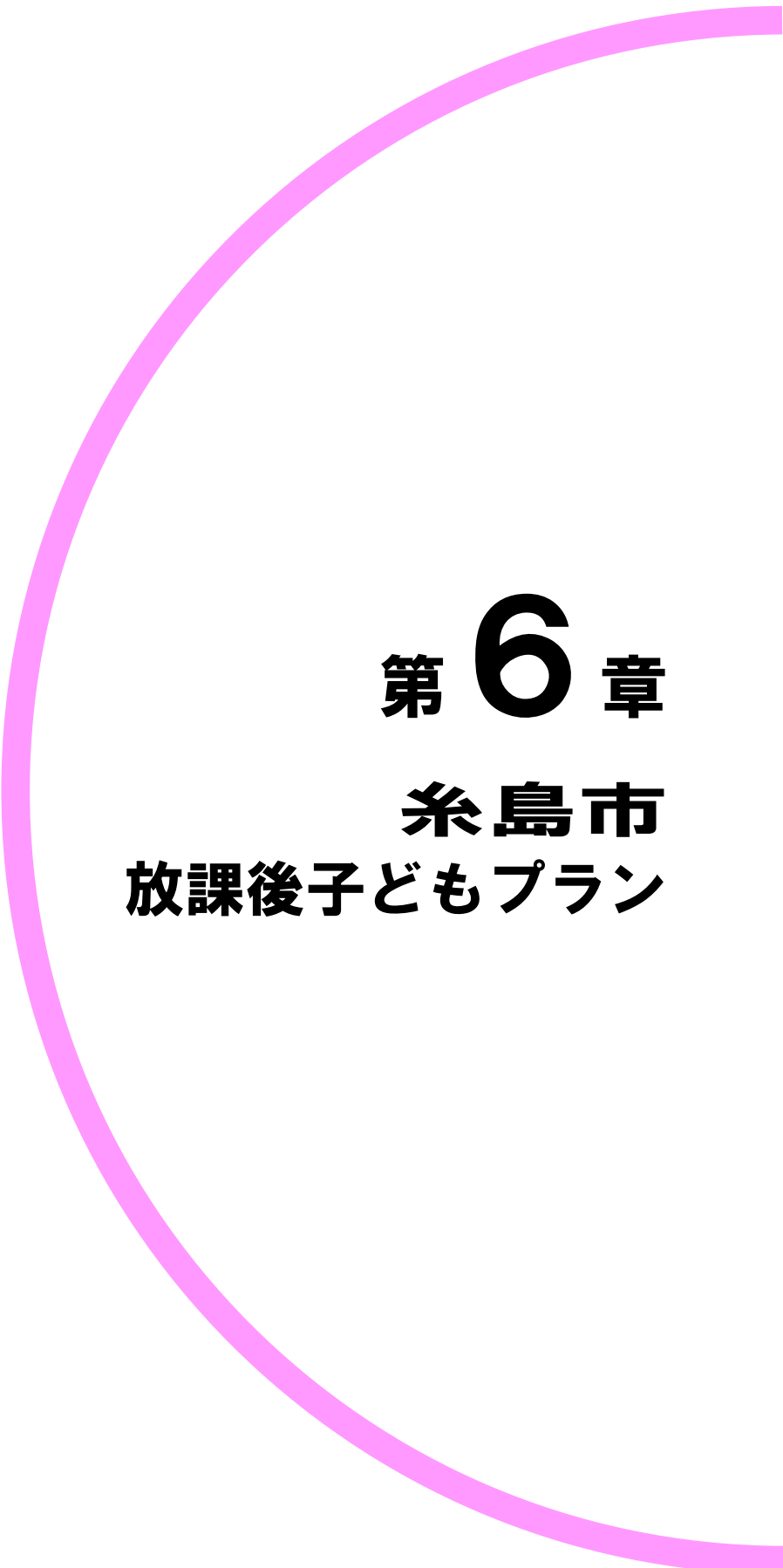
（単位：人）

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	677	696	685	654

【今後の方向性】

（単位：人）

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み①	612	612	606	601	597
確保方策②	612	612	606	601	597
過不足②－①	0	0	0	0	0
確保方策の内容	母子手帳交付時に妊婦健康診査補助券（14 回分）を配布します。				



第 6 章

糸島市

放課後子どもプラン

1 策定趣旨

国は、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後の児童の健全育成を図る施策・事業を都道府県・市区町村とともに展開していました。

その後、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、平成30年9月に、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブ³⁷と放課後子供教室³⁸の一体的な実施の推進等による、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。

これに伴い、本市の実情に即し、放課後の児童の健全育成に特化した本プラン（糸島市放課後子どもプラン）を策定します。

2 策定目的

このプランは、次の事項を目的に策定します。

- (1) 共働き家庭等の保護者が安心して子どもを預けて仕事をすることができ、その児童が学校の放課後や長期休みなどに、遊びなどを通じて安全・安心に過ごすことができる放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）サービスを安定的に実施すること。
- (2) 将来的には、共働き家庭等に限らず、すべての児童を対象とした放課後の居場所づくり（学習や体験・交流活動などを行う「放課後子供教室」等）の検討を進めること。

³⁷ 「放課後児童クラブ」とは、共働き家庭等などの留守家庭の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」の取組で、いわゆる「学童保育」のこと。

³⁸ 「放課後子供教室」とは、すべての児童を対象として、放課後の小学校などにおいて安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組のことで、希望者が参加するもの。

3 現状

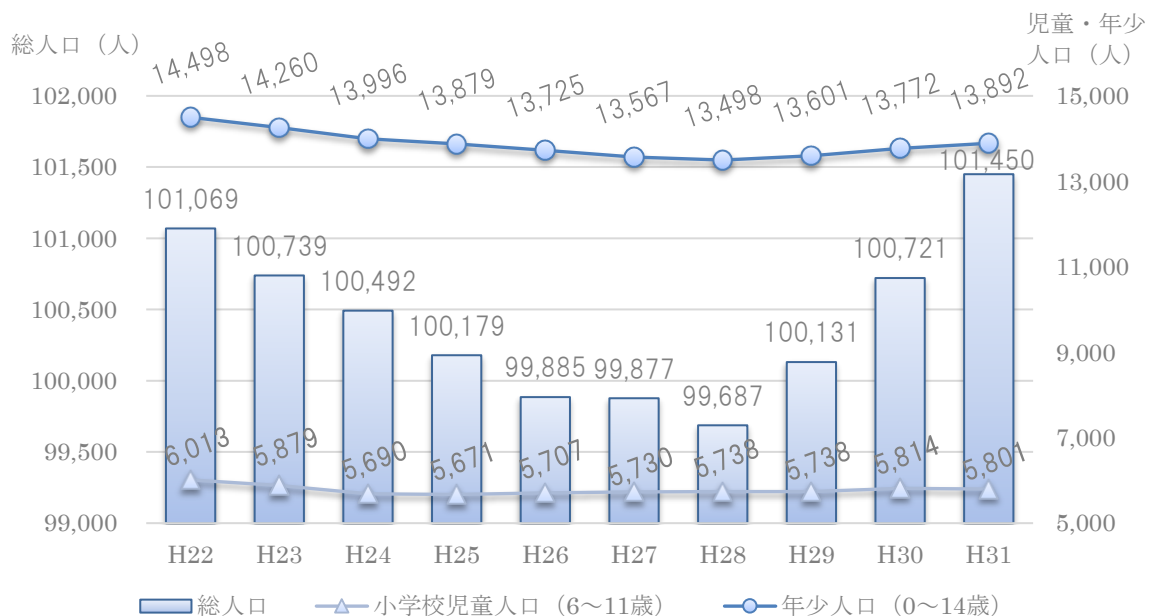
(1) 人口、年少人口、共働き家庭等の割合

本市の人口は、平成 22 年度をピークに減少していましたが、平成 28 年度からは増加に転じました。平成 28 年度から 30 年度の 3 年間（3 月末比較）で、1,782 人増加し、その間の社会増（転入超過数）は、2,718 人に上ります。

同期間の年少人口（0～14 歳）は、394 人増加していることから、子育て世代の転入増加がうかがえます。

また、0～2 歳の子を持つ夫婦のいる一般世帯のうち、妻の就業割合は、48.7%（平成 27 年度）となっており、福岡都市圏 10 市 7 町で 1 番高くなっています。さらに、3～6 歳の子を持つ夫婦のいる一般世帯のうち、妻の就業割合は、69.2%（平成 27 年度）となっており、福岡都市圏 10 市 7 町で 2 番目に高くなっています。これらのことから、共働き家庭等が多く、児童の保育ニーズが比較的高いことがうかがえます。

糸島市の総人口と年少人口、小学校児童数の推移（毎年度当初）



（出典：住民基本台帳）

※総人口はすべて外国人を含む。小学校児童数及び年少人口は、H24 年度まで日本人のみ、H25 年度以降外国人含む。

(2) 放課後児童クラブの設置状況及び運営主体

現在、糸島市では、15 小学校に 28 クラブ（支援の単位）を設置しています。

市は、この 28 クラブを指定管理者として 2 法人を指定し、運営を委託しています。

【糸島市放課後児童クラブの現状】

名 称	建設 年度	事業 開始	床面積 (㎡)	うち、遊 戯室 (㎡)	適正 児童数	H30.4 末現在		H31.4 末現在	
						児童数	1 人面積	児童数	1 人面積
波多江 1	11	S54.4	254.97	121.62	73	74	1.64	59	2.06
波多江 2		H22.4		92.77	56	66	1.41	42	2.21
波多江 3		H27.4		91.00	55	45	2.02	45	2.02
波多江 4		H31.4		66.16	40			30	2.21
東風 1	17	H18.4	192.34	58.07	35	55	1.06	47	1.24
東風 2		H22.4		93.53	56	65	1.44	69	1.36
東風 3	30	H31.4	135.39	89.85	51	43	2.09	48	1.87
雷山	13	H15.4	173.67	115.11	69	48	2.40	56	2.06
怡土 1	8	H7.9	129.33	81.16	49	48	1.69	48	1.69
怡土 2		H26.7		64.24	38	24	2.68	28	2.29
可也 1	9	S52.4	180.00	110.11	66	55	2.00	67	1.64
可也 2	21	H21.12	170.05	121.82	73	58	2.10	76	1.60
桜野	9	S53.4	110.69	86.89	52	28	3.10	24	3.62
引津 1	12	H9.4	93.00	66.33	40	31	2.14	30	2.21
引津 2	27	H27.4	175.38	124.66	75	64	1.95	60	2.08
前原 1	7	S48.4	172.42	110.35	66	67	1.65	62	1.78
前原 2	24	H25.4	175.97	121.73	73	81	1.50	74	1.65
前原南 1	12	S58.4	157.18	111.44	67	74	1.51	58	1.92
前原南 2	25	H26.4	175.50	120.90	73	92	1.31	60	2.02
前原南 3	30	H31.4	171.91	119.73	73			57	2.10
南風 1	14	H12.4	100.17	84.78	51	63	1.35	51	1.66
南風 2	20	H21.4	98.69	65.68	39	29	2.26	30	2.19
南風 3	27	H27.4		81.00	49	30	2.70	42	1.93
加布里	9	S54.4	159.20	84.00	50	70	1.20	78	1.08
長糸	23	H9.4	109.30	65.63	39	19	3.45	22	2.98
一貴山	7	H7.4	87.15	65.62	39	38	1.73	39	1.68
深江	11	S52.4	103.84	80.17	48	69	1.16	55	1.46
福吉	21	S53.4	119.21	79.50	48	50	1.59	56	1.42
計 28			2,938.06	2,573.85	1,556	1,386	1.86	1,413	1.82

(3) 放課後児童クラブ入所児童数

放課後児童クラブの入所者は、平成 28 年度当初 1,316 人だったものが、平成 31 年度当初 1,416 人となり、3 年間で 100 人増加しています。

また、平成 31 年度夏季臨時入所においては、4 クラブで計 51 人の入所制限が発生しました。

【糸島市放課後クラブの入所児童数の推移】

(人)

クラブ名	H28 年度		H29 年度		H30 年度		H31 年度	
	4 月	8 月	4 月	8 月	4 月	8 月	4 月	8 月
波多江 1	70	83	73	85	74	95	57	75
波多江 2	65	78	63	69	66	77	41	48
波多江 3	38	44	44	47	45	50	43	50
波多江 4							30	36
波多江小	173	205	180	201	185	222	171	209
東風 1	35	43	45	55	55	64	47	47
東風 2	48	50	54	62	65	72	69	69
東風 3	39	48	40	43	43	45	48	68
東風小	122	141	139	160	163	181	164	184
雷山	61	80	74	77	48	58	55	63
怡土 1	52	63	46	60	48	58	47	51
怡土 2	32	32	24	31	24	34	28	30
怡土小	84	95	70	91	72	92	75	81
可也 1	45	62	50	62	55	75	67	79
可也 2	60	73	60	71	58	73	75	89
可也小	105	135	110	133	113	148	142	168
桜野	27	31	33	43	28	37	24	32
引津 1	32	34	34	33	31	31	30	35
引津 2	76	77	73	78	64	66	59	69
引津小	135	142	140	154	123	134	113	136
前原 1	58	58	65	65	67	70	61	67
前原 2	70	77	68	81	81	86	74	75
前原小	128	135	133	146	148	156	135	142
前原南 1	71	81	67	78	74	88	57	64
前原南 2	67	75	80	89	92	103	57	67
前原南 3							56	65
前原南小	138	156	147	167	166	191	170	196
南風 1	61	59	59	68	63	82	51	62
南風 2	41	45	29	33	29	34	30	35
南風 3	23	31	25	35	30	29	41	48
南風小	125	135	113	136	122	145	122	145
加布里	53	59	67	83	70	92	78	69
長糸	25	22	31	22	19	30	22	30

クラブ名	H28 年度		H29 年度		H30 年度		H31 年度	
	4 月	8 月	4 月	8 月	4 月	8 月	4 月	8 月
一貴山	37	36	37	37	38	42	36	43
深江	62	86	58	74	69	90	55	60
福吉	41	59	49	71	50	74	54	64
合計	1,316	1,517	1,381	1,595	1,414	1,692	1,416	1,622

（４）放課後子供教室の設置状況

現在、市では、放課後子供教室を実施していませんが、市内において民間主体で、希望するすべての児童が参加できる取組を行っている事例があります。

4 課題

（１）児童の安全性・快適性の確保

市街地を中心に、放課後児童クラブへの入所希望児童数が増加したクラブでは、児童の快適かつ安全な保育環境を維持することが困難になってきています。また、やむを得ず入所制限を実施しなければならないクラブがあり、受皿の確保が必要です。

（２）特別な配慮を必要とする児童への対応

障がいがある児童や、発達支援が必要な児童の入所が増加しています。また、外国につながりを持つ児童も今後増加すると予想されます。そのため、児童間や、児童と支援員等のコミュニケーションが困難な状況が懸念され、支援員等の資質向上が求められます。

（３）支援員等の確保と負担軽減

放課後児童クラブの運営を行う指定管理者においては、支援員等（特に主任級）の確保に苦慮しており、これ以上クラブを増やすことが困難な状況も一部に発生しています。高学年児童や特別な配慮を必要とする児童の増加など、支援員等の負担は増しており、離職防止や負担軽減のための対策を講じる必要があります。

（４）施設の老朽化に伴う計画的な修繕対応

放課後児童クラブの施設は、築20年以上の施設が8施設で、老朽化が進行しています。これに伴い緊急的な修繕が増加傾向にあり、そのための費用や事務が増加しています。また、施設の老朽化は、児童の安全や快適な保育環境の確保と施設の長寿命化の観点から、計画的な修繕が求められます。

（５）新規クラブの施設整備

マンション開発や大型住宅開発がある校区では、入所希望児童数が一度に増加するため、放課後児童クラブの新設、余裕教室の活用などが必要です。

しかし、児童数が急増する学校は、学校用地や教室にも余裕がなくなるため、学校敷地内の児童クラブ整備が困難になっています。

あわせて、市が公共施設マネジメントを進めている中で、新たな施設整備については、将来的な児童数の減少も見据えながら行う必要があります。

（６）利用料金、減免措置などの見直し

放課後児童クラブの利用料金（おやつ代を含む実質的な料金）は、福岡都市圏の他市と比較して最も安く、各種減免措置や減額措置も実施しており、子育て支援の観点から手厚い状況です。

しかしながら、今後、支援員等の確保や施設の修繕・整備、新たなサービスの実施などを含み、放課後児童に対する良好な保育環境を維持・向上させていくためには、適切な利用料金への見直しの検討が必要です。

（７）放課後子供教室の実施に向けた検討

すべての児童の安全・安心な居場所を確保するためには、放課後児童クラブ（放課後に保育を必要とする児童のための受皿）の充実だけでなく、放課後児童クラブと放課後子供教室等の一体的な実施の推進が必要です。

そのため、すべての児童を対象とした放課後の居場所づくりの検討を進める必要があります。

５ 放課後子ども健全育成に対する市の方針

市としては、共働き家庭等が多く、児童の保育ニーズが増加し続けている放課後児童クラブについて、現在の課題等を踏まえながら、引き続き、安定した運営と内容の充実を進めていきます。

6 放課後児童クラブの量の見込みと目標整備量

【量の見込みと確保の方策】

(人)

	年度 学年	平成 31 年度 (参考：実 績値)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込	1 年生	445	496	525	535	522	533
	2 年生	415	429	464	491	501	491
	3 年生	308	316	323	349	371	379
	4 年生	162	162	173	178	195	210
	5 年生	60	66	68	75	80	91
	6 年生	23	27	33	36	42	47
	市全体	1,413	1,496	1,586	1,664	1,711	1,751
確保 の方策	受入 児童数	1,609	1,625	1,625	1,730	1,780	1,780
	備考	クラブ数：28 増床工事 (加布里)	クラブ数：28	クラブ数：28 新規設置検討 (2 か所)	クラブ数：30 新規設置検討 (1 か所)	クラブ数：31	クラブ数：31

※住民基本台帳に基づくコーホート要因法による推計

【目標整備量（確保の方策）】

放課後児童クラブの受皿確保の方策は、令和 4 年度から 2 クラブを、令和 5 年度から 1 クラブを新設できるよう検討を進め、予想される受入児童数の確保を目指します。

クラブによっては、現状でも確保数に不足が生じているため、各学校・クラブの入所希望者数の状況を踏まえ、余裕教室の有効活用などによる新たな児童クラブの設置または入所制限者の新たな受皿となる別の取組（夏季限定事業等）を検討・実施します。

※平成 31 年度に施工した加布里放課後児童クラブの増床分は、令和 2 年度から反映。

7 特別な配慮を必要とする児童への対応

放課後児童クラブにおける障害のある児童や発達支援の必要な児童の受け入れについては、支援員等の加配に加え、支援員等の研修、大学等との連携による専門家の巡回相談などを進め、障害のある児童や発達支援の必要な児童が安心して過ごせる保育環境の維持に努めます。加えて、支援員等の負担軽減に努めます。

また、本市は九州大学が移転してきたこともあり、外国とつながりを持つ人は今後も増加することが見込まれます。そのため、日本語でのコミュニケーションが図りづらい児童の入所も想定されます。外国とつながりを持つ児童も安心して過ごせるよう配慮するとともに、周りの児童の理解を深めるよう努めます。

さらに、家庭環境による影響がある児童の対応を行い、児童一人ひとりの状況に応じた保育に努めます。

8 地域の実情に応じた開所時間の延長に係る取組

放課後児童クラブの開所時間については、現在、保護者の希望に応じて、18時から19時までの1時間延長を行っています。

これは、福岡市等で働く保護者が安心して児童を迎えに来られるよう、平成26年度から開始した制度で、この延長保育制度を月極めで利用している児童・保護者の割合は全体の1割程度となっています。

今後も、ニーズは増加することが予測されるため、現在の延長保育サービスの維持に努めます。

9 「子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る」役割をさらに向上させる方策

支援員等や異年齢の児童と交わる集団生活を通じて、基本となる生活習慣や人との関わり方を覚え、相手をたいせつに思う心を育むことができる遊びの場、生活の場を児童に与えられるよう、支援員等の研修を実施し、保育環境の整備を推進します。

また、支援員等が保護者と密にコミュニケーションを図り、家庭において保護者がしっかりと児童に愛情を持って接し、指導し、育んでもらえるよう促していきます。

10 育成支援内容の周知方策

放課後児童クラブの存在、役割、意義、児童の育成支援について、保護者、学校、企業・事業所、市民の理解が促進されるよう、広報紙や Web などでも情報を発信していきます。

11 安定的な運営のためのその他方策

4に掲げる課題を解決し、安定的に放課後児童クラブを運営していくためには、以上の方策のほか、次に示すような取組を行っていく必要があります。

（１）指定管理者との連携による支援員等の確保

放課後児童クラブの安定的な運営のためには、支援員等の確保が不可欠です。

支援員等の雇用は、指定管理者が行うこととなりますが、市としても支援員等の募集情報の発信、支援員等のスキルアップのための研修会の開催、その他施設の整備、備品等の購入など、支援員等の負担軽減につながるための必要な施策を実施していきます。

（２）計画的な修繕の実施と修繕負担区分の見直し

施設の老朽化が進行する中で、児童の安全・快適な保育環境を確保するためには、必要な修繕を適切なタイミングで計画的に実施していく必要があります。そのため、普段から指定管理者による施設の維持・管理を徹底するとともに、指定管理者が優先順位を付けた修繕要望を基に、総合的に勘案して修繕を行います。

また、現在の指定管理者と市における修繕費の負担区分について、見直しを検討します。

（３）サービスの充実と適正な受益者負担

放課後児童クラブのサービスの維持・向上を図るため、利用料金見直しを検討します。

また、受益者負担の適正化の観点から、各種減免制度や利用料金減額制度の見直しも併せて検討します。



第 7 章

推進体制

1 計画の進行管理

本市では、条例で定める附属機関として学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「糸島市児童健全育成推進協議会（子ども・子育て会議）」を設置し、本計画の策定について議論を行ってきました。

糸島市児童健全育成推進協議会は、児童の健全な育成の推進に関し必要な事項について調査審議する場として位置付けられています。

そのため、これまでも「糸島市次世代育成支援対策行動計画（糸島市子ども・子育て支援事業計画）」（計画期間：平成27年度～平成31年度）の実施状況について毎年度点検・評価を行うとともに、量の見込みや確保方策をはじめとする事業の進捗状況について審議を行うなど、PDCA サイクル【P l a n（計画）－D o（実施・実行）－C h e c k（検証・評価）－A c t i o n（改善）】のプロセスを踏まえた進行管理を行ってきました。

本計画の推進に当たっても、子ども・子育て支援の着実な推進を図るため、引き続き、糸島市児童健全育成推進協議会で、毎年度本計画の実施状況について、PDCA サイクルのプロセスを踏まえた進行管理に努めます。

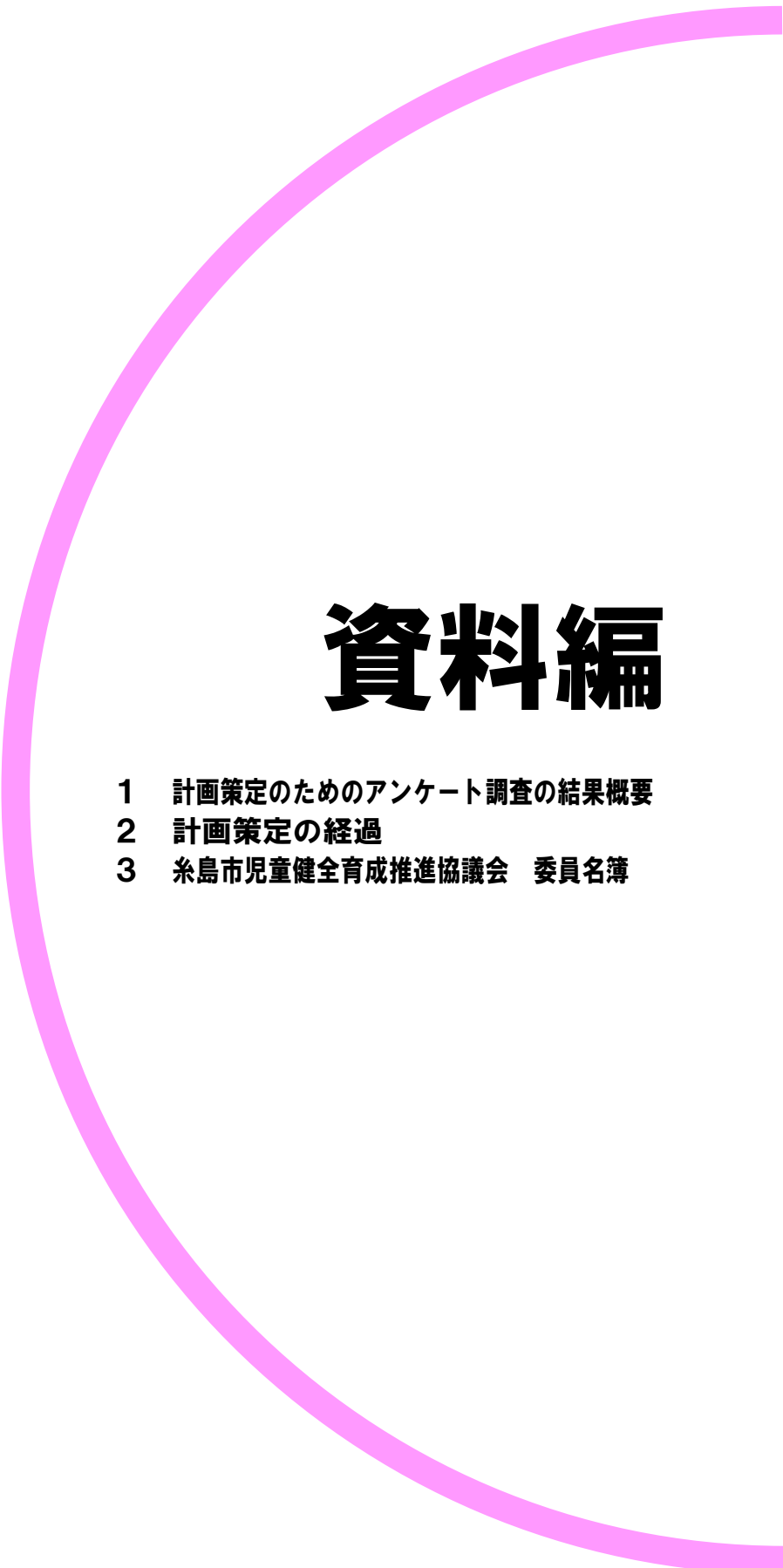
なお、計画の進捗状況や社会環境の変化を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

2 関係機関、関係団体との連携強化

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」及び子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を併せ持つ計画であり、かつ、新・放課後子ども総合プランに基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」を包含した子ども・子育てに関する総合的なものです。

このため、本市における他の関連計画との整合性を図るとともに、福祉、保健、教育、労働、都市整備、住環境などの担当部門が連携を図り、全庁的に計画を推進していきます。

また、国、県、保健福祉事務所、児童相談所などの関係機関や地域の民間団体、NPO・ボランティア団体などの関係団体との連携をさらに強化しながら、施策の効果的な推進を図ります。



資料編

- 1 計画策定のためのアンケート調査の結果概要
- 2 計画策定の経過
- 3 糸島市児童健全育成推進協議会 委員名簿

1 計画策定のためのアンケート調査の結果概要

(1) 調査の名称

糸島市 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート

(2) 調査の対象

就学前児童の保護者	本市在住の就学前児童の保護者から無作為抽出
小学生の保護者	本市在住の小学生の保護者から無作為抽出

(3) 調査の方法 郵送による配布・回収

(4) 調査の期間 平成 30 年 11 月 1 日から同月 30 日まで

(5) 回収の結果

	配布数	回収数 (有効回収数)	回収率 (有効回収率)
就学前児童の保護者	2,000 件	1,015 件 (996 件)	50.8% (49.8%)
小学生の保護者	2,000 件	940 件 (918 件)	47.0% (45.9%)

(6) 調査結果の概要と考察

ア 子育て家庭の状況

- 本調査の回答者は母親が 9 割以上を占めています。
- 就学前児童では 5.1%、小学生では 12.7%の子育て家庭は、夫または妻がいない状況となっています。
- 子育て家庭の概ね 6 割は、父母ともに子育てを行っています。
- 緊急時に子どもを見てもらえる人として祖父母などの親族を挙げる人が多いものの、見てもらえる人がいない家庭も 1 割以上存在しています。
- 子育てをする上で、気軽に相談できる人や相談できる場所がないと回答した人は、就学前児童の保護者では 3.2%であるものの、小学生の保護者では 8.0%と増加しています。

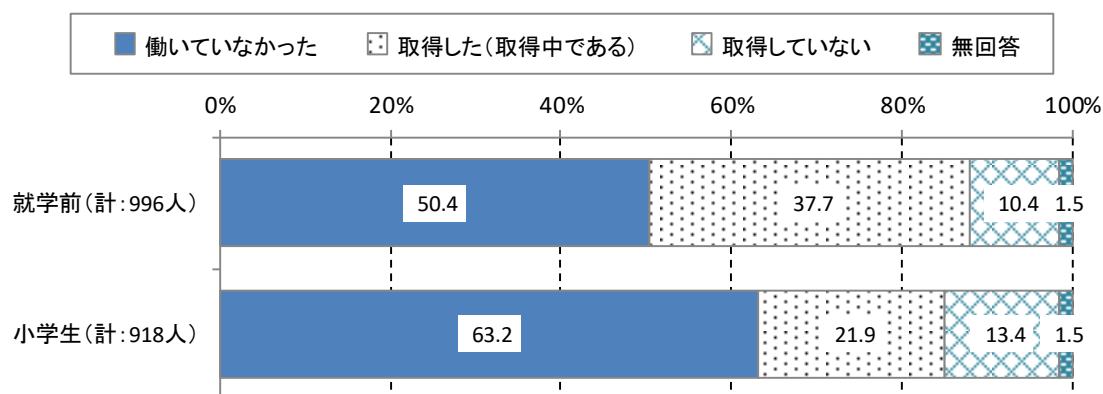
イ 保護者の就労状況

- 父親の約 9 割（就学前児童）、約 8 割（小学生）はフルタイム勤務となっています。
- 働いていない母親の就労意向を見ると、就学前児童の母親の 15.1%、小学生の母親の 21.1%が、「年齢に関係なくすぐにでも就労したい」と回答しています。
- 育児休業制度の利用率を見ると、就労中の母親のうち、78.4%（就学前）が取得したのに対して、父親は 2.5%に過ぎず、父親の利用は極めて低くなっています。
- また、母親の約 4 人に 1 人は育児休業の制度がなかったと回答しています。

ウ 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の状況

育児休業の取得状況（図 1）を見ると、母親は出産時に働いていない割合が半数以上となっています。育児休業を取得した割合も母親は父親に比べて圧倒的に高くなっており、育児は女性がするものという、性別による役割分担意識が依然として根強いことがうかがえます。

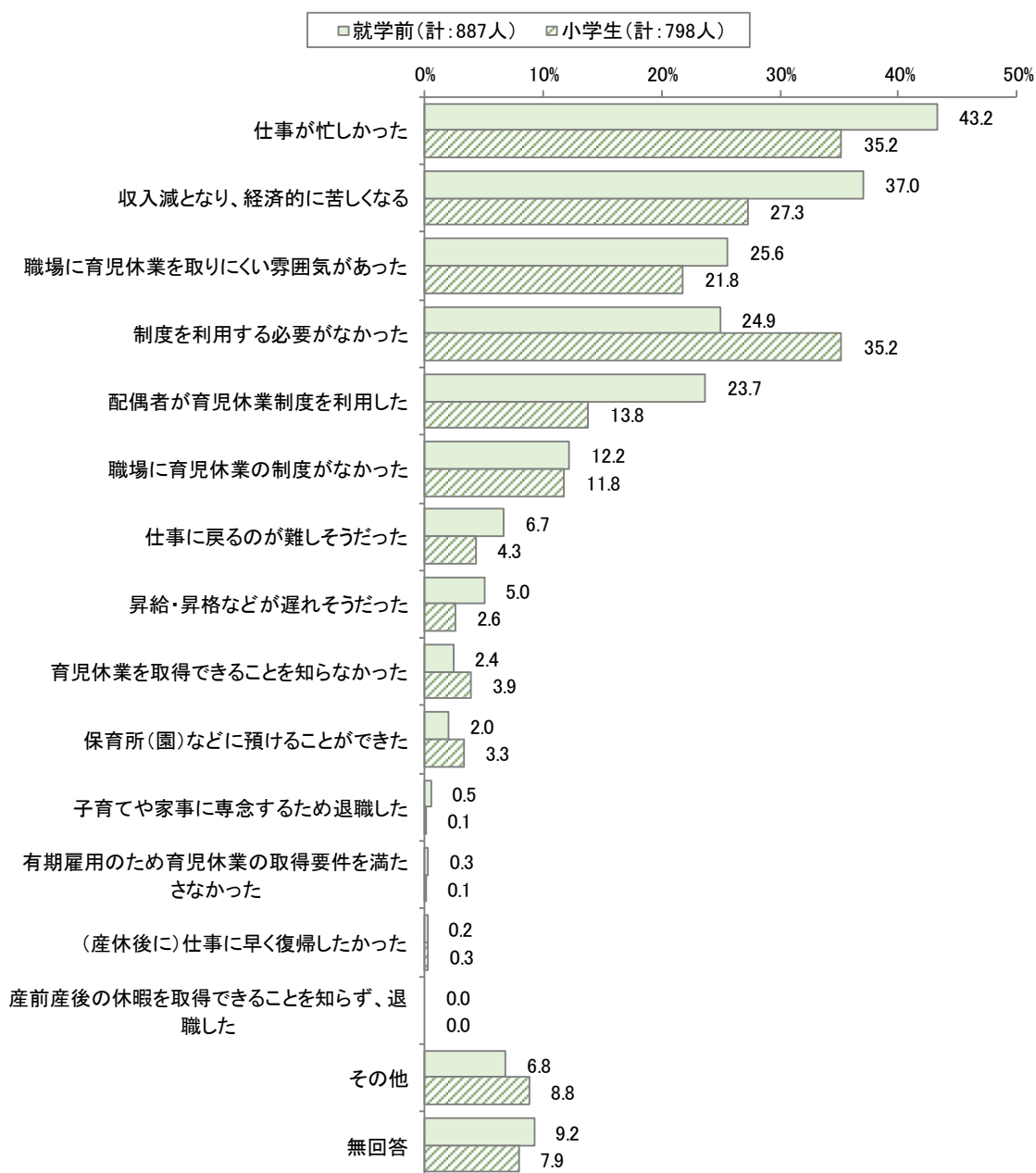
図 1 育児休業を取得したか（母親）



父親が育児休業を取得しなかった理由（図 2）は、「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」などの回答が上位に挙がっており、母親の「子育てや家事に専念するため退職した」という回答と対照的です。

小学生の父親で「仕事が忙しかった」と並び、最も回答が多かったのは、「制度を利用する必要がなかった」（35.2%）となっています。この回答の背景には、母親の多くが出産前に退職し、子育てに専念しているという事実があると考えられ、この結果からも、「男性は仕事、女性は子育て」という意識を垣間見ることができます。

図 2 育児休業を取得しなかった理由（父親）



Ⅱ 病児・病後児保育や一時預かり保育の状況

就学前児童の85.8%、小学生の65.9%が、この1年間に病気やけがで幼稚園・保育所・学校などを休まなければならなかったと回答しています。(図 3)

病気やけがで学校等を休まなければならなかったときに「父親が休んだ」、「母親が休んだ」と回答した人に、できれば病児・病後児のための保育施設などを利用したいと思ったかと尋ねたところ、就学前児童の28.2%、小学生の13.2%が、できれば利用したいと回答しており、特に就学前児童で利用意向が高くなっています。(図 4)

図 3 過去1年間、病気やけがで幼稚園・保育所・学校を休ませた経験があるか

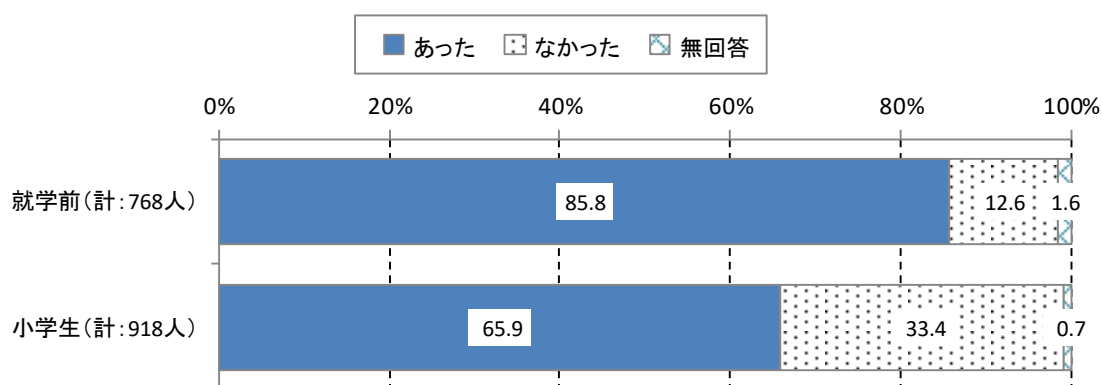
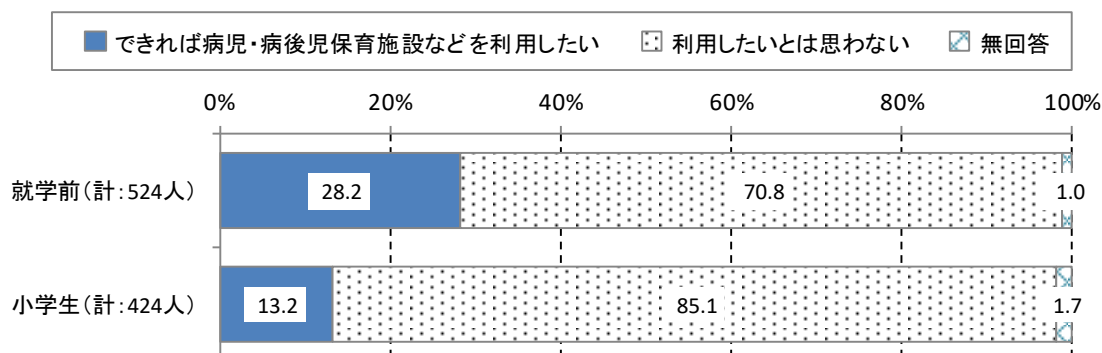


図 4 その際に、できれば病児・病後児のための保育施設などを利用したいと思ったか



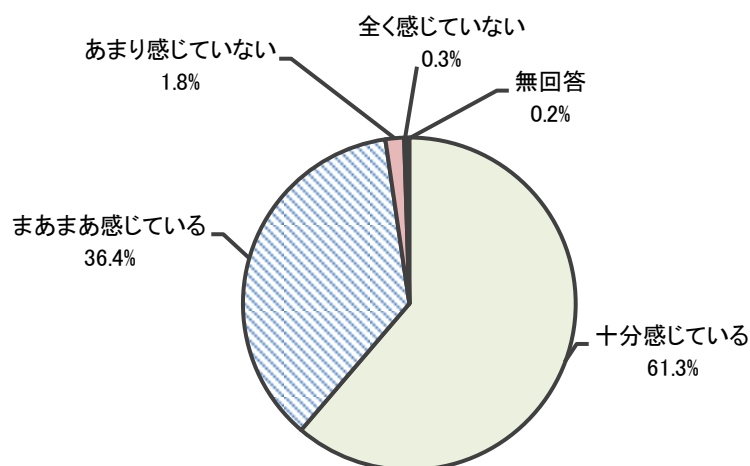
オ 子育ての様子について

就学前児童の保護者の97.7%は子育てに喜びを感じていることが分かります（図 5）。一方で、子育てに伴い、多くの悩みや不安を抱えていることも見て取れ（図 6）、子育てに悩みや不安を感じている保護者の割合は9割を超えていることが分かります（90.7%）。

子育てに関して気軽に相談できる先について尋ねたところ、配偶者や家族・親族、知人・友人を挙げる保護者がほとんどであり、隣近所の人や行政機関等を挙げる人は比較的少ない状況です（図 7）。

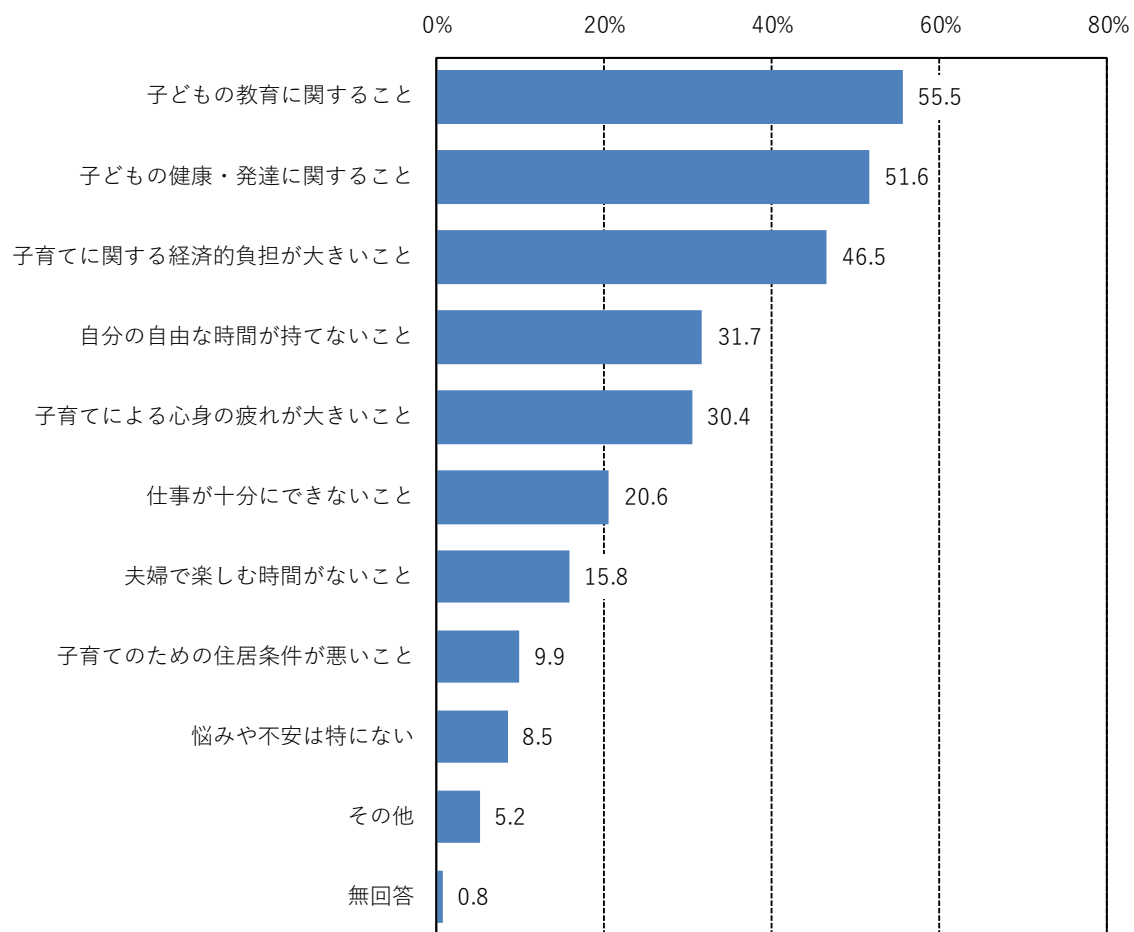
少子化や近所付き合いの希薄化、核家族化等の進行により、地域の中で同じような悩みを持っている子育て世帯と情報交換する機会がなかったり、アドバイスができる肉親や親族が近くにいなかったりする子育て家庭が増加している可能性があります。困ったときに気軽に頼れる先の選択肢をできるだけ多く確保しておく必要があります。

図 5 子育てに喜びを感じているか（就学前）



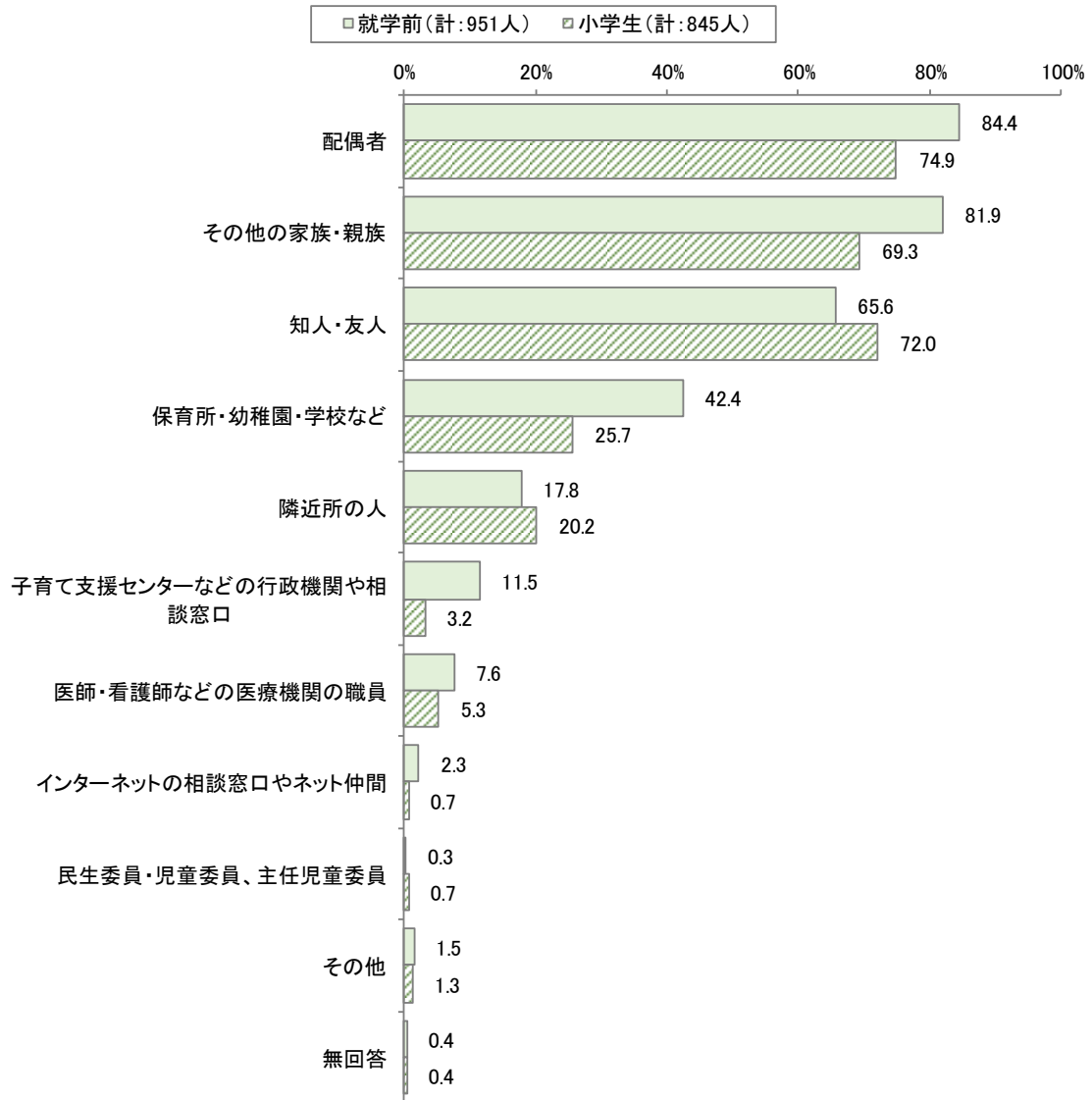
計：996人

図 6 子育てをする上で、どのような悩みや不安があるか（就学前）



(計：996人)

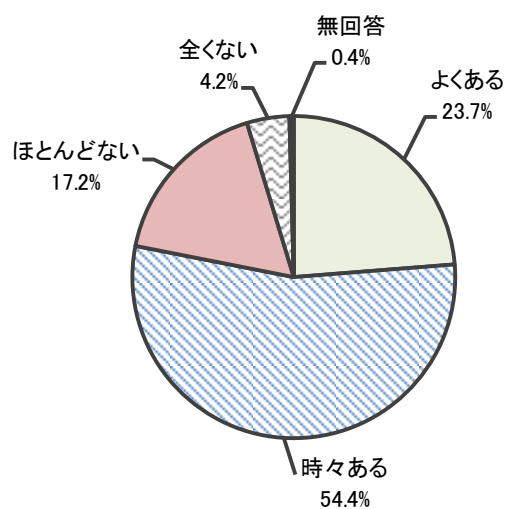
図 7 子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先



カ 地域の子育てへの関わり

子育てに対する不安感、負担感を低減させるためには、家族のみならず地域の関わりも大切になってきます。小学生の保護者に、地域の人から子どものことで声をかけてもらうことがあるかと尋ねたところ、「よくある」、「時々ある」との回答が 78.1%あり、本市においては、地域全体で子育てできる環境がまだ残っていることが分かります。

図 8 地域の人から子どものことで声をかけてもらうことがあるか（小学生）

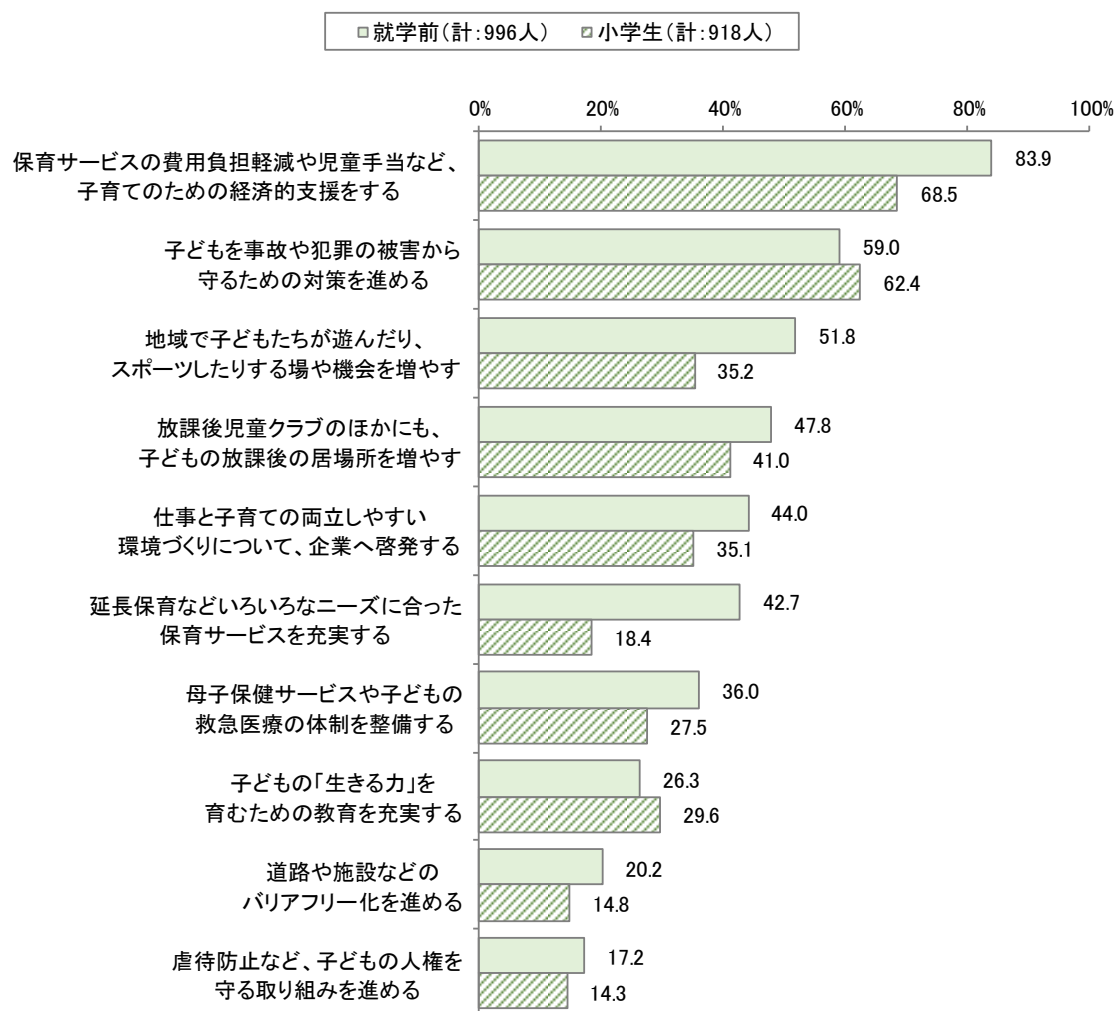


計:918人

キ 市に充実を期待する子育て支援施策

市に充実を期待する子育て支援施策を尋ねたところ、「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援をする」、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める」、「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会を増やす」、「放課後児童クラブのほかにも、子どもの放課後の居場所を増やす」、「仕事と子育ての両立しやすい環境づくりについて、企業へ啓発する」などが上位に挙げられています（図 9）。

図 9 市に期待すること（抜粋）



2 計画策定の経過

■糸島市児童健全育成推進協議会における検討経過

回	開催日	主な議題
1	令和元年7月24日	・糸島市次世代育成支援対策行動計画 平成30年度実績・令和元年度行動計画について ・糸島市子ども・子育て支援事業計画 平成30年度実績について ・今後のスケジュールについて
2	令和元年10月2日	・『糸島市次世代育成支援対策行動計画』及び『糸島市子ども・子育て支援事業計画』（令和2年度～令和6年度）について ① 児童人口の将来推計 ② 教育・保育の量の見込み ③ 地域子ども・子育て支援13事業
3	令和元年11月28日	・『糸島市次世代育成支援対策行動計画』及び『糸島市子ども・子育て支援事業計画』（令和2年度～令和6年度）について ① 計画の全体構成（案） ② アンケート調査（H30年11月実施）の結果概要について ③ 本市の課題整理について ④ 新・放課後子ども総合プランについて ⑤ 子ども・子育て支援事業計画（確保の方策）について ⑥ 今後の計画策定手順について
4	令和2年1月16日	・『糸島市次世代育成支援対策行動計画』及び『糸島市子ども・子育て支援事業計画』（令和2年度～令和6年度）について ① 計画の全体構成（案）の確認 ② 基本理念、基本的な視点について ③ 基本目標、基本施策について ④ 計画の推進体制について ⑤ 今度の計画策定手順について
5	令和2年2月14日	・『糸島市次世代育成支援対策行動計画』及び『糸島市子ども・子育て支援事業計画』（令和2年度～令和6年度）について ① 計画書（案）について

■パブリックコメント実施 令和2年2月21日から令和2年3月21日まで

3 糸島市児童健全育成推進協議会 委員名簿

(順不同・敬称略)

	氏名	所属等	備考
会長	徳永 豊	福岡大学人文学部教育・臨床心理学科教授	
副会長	古家 嘉康	糸島市保育協会会長	
委員	田中 茂雄	糸島市保育協会	
委員	柴田 大輔	糸島市保育園保護者	
委員	波多江 教雄	糸島市私立幼稚園協会会長	
委員	牧園 繁毅	糸島市私立幼稚園協会	
委員	内村 伊都子	糸島市幼稚園保護者	
委員	岡村 敦子	糸島市小学校校長会代表（桜野小学校）	
委員	嵩下 智堂	糸島市PTA連絡協議会会長	
委員	下村 百恵	子育て支援ネットワークwith「ういず」代表	
委員	岡元 博	糸島市主任児童委員代表	任期：令和元年11月30日まで
委員	姫野 由美香	糸島市主任児童委員代表	任期：令和元年12月1日から
委員	諏訪 英俊	特定非営利活動法人いとしま児童クラブ理事長	
委員	楠原 康彦	社会福祉法人ますみ会理事長	
委員	川口 正人	届出保育施設管理者	

任期：令和元年10月2日から令和3年10月1日まで

